

(第十九部)

第一百一回 参議院科学技術特別委員会会議録第九号

昭和五十九年六月二十七日(水曜日)  
午後一時三十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

委員

高木健太郎君

古賀雷四郎君

林 寛子君

本岡 昭次君

塩出 啓典君

江島 淳君

長田 裕二君

亀井 久興君

後藤 正夫君

志村 孝男君

成相 善十君

福田 宏一君

藤井 隆明君

安田 小野君

松前 康治君

伏見 昭夫君

佐藤 佐山君

田中 佳三君

守孝君

参考人  
事務局側  
常任委員会専門  
員

日本原子力研究  
所理事長  
所長  
日本原子力船研  
究開発事業団理  
事長  
日本原子力船研  
究開発事業団企  
画部長

江島 淳君  
長田 裕二君  
亀井 久興君  
後藤 正夫君  
志村 孝男君  
成相 善十君  
福田 宏一君  
藤井 隆明君  
安田 小野君  
松前 康治君  
伏見 昭夫君  
佐藤 佐山君  
田中 佳三君  
守孝君

本日  
の会議に付した案件

○派遣委員の報告

○参考人の出席要求に関する件

○日本原子力研究所法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法  
律案(本岡昭次君外二名発議)

○委員長(高木健太郎君) たゞいまから科学技術  
特別委員会を開会いたします。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案を  
議題とし、派遣委員の報告を聴取いたします。林  
寛子君。

員及び私の五名でございます。視察箇所は茨城県

那珂町にある日本原子力研究所の核融合センター  
と東海村の東海研究所、それに動燃事業団東海事  
業所でございます。

なお、この機会に、現場の研究者等から改正法  
案による原子力船開発事業団の日本原子力研究所  
への統合に関して意見を聴取いたしました。以  
下、現場の意見を中心にしてその概要を御報告いたし  
ます。

意見聴取をしたのは、原研副理事長の天野昇  
君、東海研究所副所長の能沢正雄君、それに若手  
研究者のリーダーということで東海研究所原子炉  
部次長の佐藤一男君と、同じく研究炉管理  
工学部次長の松浦洋次郎君と、同じく研究炉管理  
部次長の佐藤一男君の四名であります。

まず、天野副理事長からは、「自分は原研発足  
以来、研究者としてその大半をこの東海研究所で  
過ごしてきました。政府、原子力委員会が原船事  
業団の統合先を原研と選定されたのは、第一に、  
長期的観点から原子力船の開発研究を着実に進め  
るために幅広い技術基盤を持つ原研の蓄積され  
た能力を活用するのが適当であること、第二に、  
原研はこれまで原船事業団に協力してきた実績が  
あること、第三に、J P D R(最初の動力試験炉)  
の建設、運営や軽水炉の燃料、材料等の研究に実  
績があり、船用炉の研究に適しており、特に安全  
性研究に成果を上げていることなどによるものと  
理解している。これまで原研は世界的にも評価  
される成果を上げて成長してきたが、この努力が  
統合問題を契機として一般からも認められたこと  
を若い研究者も誇りに考えている。

「むつ」の今までの経緯で、多少厄介なものとい  
う感じを持つ者かいるのは否めないが、むしろ今  
後長期にわたる船用炉の研究開発者として選ばれ  
たことを誇りにしてよいと思っている。その取り  
扱いの決定いかんにかかわらず、原研には総合的  
な研究機関としての幅広い技術基盤があり、与え

られた課題に取り組み、解決する手法、体質を備  
えているので期待に十分こたえ得るものと考えて  
いる。」旨の発言がありました。

次に、能沢東海研究所副所長から、「大阪大学  
では菊池先生のもとでサイクロトロン建設に携わ  
り、三十年に原研に来ました。原子力船開発に  
ついては、原研の組織としては安全性試験研究セ  
ンター、原子炉工学部、燃料工学部が主に関係す  
るが、基礎研究部門では物理部、原子炉化学部な  
ども支援できる。四十八年には原子力委員会の要  
請で組織を整備し、現在は安全性試験研究センタ  
ーが世界的にも安全性研究の中心となっている。  
また A T R、F B R、多目的高温ガス炉、核融合  
など、原研の成果は世界的に高く評価されている  
と考えている。過去においては技術的に困難な課  
題に直面したこともあるが、いずれも克服して  
きたので、今後とも問題解決の方向を見出すため  
にはこれらの経験が役立ち、船用炉の開発に自信  
を持って取り組めるのではないかと考えている。」  
旨の発言がありました。

次に、松浦原子炉工学部次長からは、「京都大  
学で原子核工学を修め、原研では軽水炉の炉物理  
の研究や軽水臨界実験装置で「むつ」に関係する研  
究も行ってきました。船用炉は熱機関としての原  
子炉の特色が際立って利用される分野である。日  
本は造船・海運国家であり、開発途上国からの追  
い上げに対応するためにも高度な技術を保有する  
必要がある。船用炉の研究開発は高度の技術的  
挑戦である。しかもリードタイムは長くなる。し  
たがって、現実の必要と開発のテンポにミスマッ  
チがないよう長期的観点から対処する必要があ  
る。今までの軽水炉ではスケールメリットを追求  
する技術体系だが、船用炉はその逆で、孤立した  
ものとしての開発が必要である。これは海洋開  
発、フローティングプラントへの応用が可能であ

る。

昭和五十九年六月二十七日 [参議院]

第一回 参議院科学技術特別委員会会議録第九号

</div

る。原研は炉心設計、燃料設計、炉計測、炉制御等の技術的蓄積があり、これらの活用が可能であり、このベースの上に原研に新たな開拓分野が来るという感じである。組織が縦糸なら研究者のつながりは横糸である。こうしたつながりを十分活用できるのが原研の強みである。」旨の発言がありました。

り、部長から各部に伝達されている。これに対する意見は逆のコースをたどって集約されている。

三、研究開発プロジェクトのチェックについて

は、大学の先生をメンバーとした委員会でチェック、批判をしてもらっている。研究開発は着手するのは容易だが途中で中止するのは難しい。中止の事例としては、均質炉のプロジェクトについて

の核融合の研究は、まだまだこの先長いリードタイムと精力的な研究を必要とされているが、さらに一層の努力を続けていきたいとの決意の表明がありました。

○委員長(高木健太郎君) これをもつて派遣委員會の報告は終了いたしました。  
以上です。

次に、佐藤研究炉管埋部次長からは、「東大では大山先生のもとで学び、原研の新卒第一期生として入所し、原子炉関係で安全解析を中心従事してきました。」「むつ」を手がすることになれば、

所内のチェック・アンド・レビューにより中止されたことがある。ほかにJ P D R を中断した例があり、適切に行われている。

動力試験炉 J P D R 、原子炉安全性研究炉 N S R R のほか、各種の原子力関係の試験研究施設があります。私たちは、これらの中初めに原子炉安全性研究炉を見ましたが、これは燃料の安全性を

○委員長(高木健太郎君) 日本原子力研究所所長の一部を改正する法律案及び日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案を議題といたしました。

これまで蓄積してきた技術を基盤として納得がいくまで調べ、検討した上で仕事をしたい。研究者、技術者として、やりたいこともやれないでうまくいかなかつたというようなことにはなりたくない。悔いのない方向で進みたい。「むづ」の去就がいざになるにせよ、この希望は変わらない。原研は基礎から応用までバランスのとれた基盤を持つている。日常多くの困難にぶつかることがあ

がよいのではないかという懸念はあると思う。我がの発想は、どうすれば役に立つのか、まず船用炉の研究開発の展望を明らかにし、その上で今との「むつ」に計器等を追加する必要があるかも知れない。役に立つデータを出すのがプロの仕事だと考へている。研究者の待遇については、当研究所としても深い関心を持つて改善を考えている。

五、現場からの要望としては、結局、変な制約

研究するための研究用原子炉で、燃料破損実験のためのバルブ運転ができる点に大きな特徴があります。統一して、廃棄物の安全試験施設で高レベル放射性廃棄物のガラス固化の装置を見ました。原子力の研究開発は何よりもまずその安全性の確立の上に成り立っていくものであるだけに、これらの方々の一層の活躍を期待するものであります。

○委員長(高木健太郎君) まず、参考人の出席要  
求に関する件についてお詰りいたします。  
両案審査のため、本日の委員会に日本原子力研  
究所理事長藤波恒雄君、日本原子力船研究開発事  
業団理事長井上啓次郎君、同理事野澤俊彌君及び  
同企画部長小川健兒君を参考人として出席を求め  
て、と存じますが、御異議ございませんか。

るが、そういう場合でも所内を見るとエキスバー  
トがいる。そこと相談して解決していくことが可  
能である。すべての面で百点は無理かもしれない  
が、合格点はどれかと思つて。このためには

を受けず、技術的良心から東されかし、どうなれば  
を希望する。

最後に、東燃事業部東海事業所で再処理工場が運営する観察室にて、再処理工場を視察しました。再処理工場は、運び込まれた使用済み燃料をまず一定期間冷却貯蔵してから、一定の工程を経て再使用可能なウランとプルトニウム

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(高木健太郎君) 御異議ないと認め、  
 よう決定いたします。

力を十分に發揮できることが必要なので、我々が思う存分に腕を振るうことができるよう御支援をお願いしたい。」旨の発言がありました。

次に、施設等の視察について申し上げます。  
最初に原研の核融合センターですが、ここでは昭和五十三年以来臨界プラズマ試験を目的とする

を回収する仕組みになっております。この工場は、五十六年一月に本格運転を開始して、これまでに約三百トンの使用済み燃料を再処理しました。

○委員長(高木健太郎君) これより質疑に入ります

次いで質疑に入りましたが、私ども委員の質問に対し、四君からさらに次のような発言がありました。

大型トカマク装置JT-60を建設中で、六十年の春に完成の予定となつております。説明によりますと、このJT-60は臨界プラズマ条件、これはプラ

が、五十七年四月に放射能漏れ事故を起こして運転をストップし、その後も溶解槽にビンホールが生じたため停止したままになっております。私たち

質疑のある方は順次御発言願います。

一、船用炉の研究は陸上でもできる部分もあるが、動く船に伴う問題、すなわち振動等の問題がある。部分的には陸上で実験できるかも知れないが、最終的には実証的なものを行わねばならない。

二、研究計画に対する若い研究員による下からの意見及びアイデアについては、企画室が取りまとめ、それを理事会で決定している。したがつて、研究管理上の問題はない。統合問題について、部長会議においてその都度説明を行つてお

スマ、温度約一億度、閉じ込め時間約一秒間の達成と、核融合炉規模の超高温プラズマ制御技術の確立をねらう総合的トカマク実験装置で、従来のトカマク装置に比べてその規模ははるかに大きかりな装置になつております。現在、世界では日本のほかに米国、欧州連合及びソ連と、四つの大型トカマク装置があるだけで、それぞれ独自の工夫を凝らして激しい競争を行つてゐる状況で、我が国JT-60はこれらのトップを行くものと考えていいとのことでした。人類究極のエネルギーとして

ちは青く澄み切った水の中に浮去貯蔵中の俊月が浮かんでいた。燃料棒を見ました。が、動燃ではこの再処理施設を順調に動かすことが当面第一の目標であり、銃炉は努力中で、本年じゅうに工事を完了し、来年の早い時期から動かすよう工場全体、各所で修復工事を実施しているとの説明がありました。再処理は、原子力発電の発展の前提条件となる核燃料サイクル確立のがためであるだけに、関係者の格段の努力を期待するところであります。

以上で報告を終わりますが、最後に、今回の調

そこで、「どのような方法にせよ進めていく必要がある」、この考え方には非常に疑問を持つます。

「むつ」の取り扱いに関する検討結果の如何にかかるわらず、どのような方法にせよ進めていく必要があると考えておらず、いずれにいたしましても、日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所と統合することが適当であると判断いたしております。」と、こういうふうに書かれているわけあります。

ておるのであります。そこでます、「むつ」が廃船になるのかあるいはそのまま残していくのか、そういう方針が決まらないままにこれを進めいく、一体これはどういった方針あるいは手順で今後おやりにならうとするのか、ます長官にお伺いをいたしたいと思います。

○國務大臣(岩動進行君) 私の提案理由の説明を御引用で御質問でございますが、まず私が申し上げたいのは、日本の原子力の平和利用、これは日本での地政学的な実情、そして資源のない国、海運国家であること、貿易国家であること、さらに造船國家として日本国家が今日までの繁栄を築いてきたこと等々を考えました場合には、私どもは原子力の平和利用はあくまでもこれは日本の大事な政策の一環として推進をしてまいりたいと考えておるわけであります。そういう中におきまして、私どもは、特に原子力船の開発研究というものはそういう状態の中においてぜひ必要である、こういう観点から長年にわたってこの方針をとつて進めてまいりましたところでございます。

そういう中で、原子力船「むつ」というものによつて舶用炉の研究開発を行ふと、このことで進めてまいつたのでござりまするが、放射線漏れ事故等いろいろな問題が生じ、そしてまた各方面からいろいろな御意見が出てまいりました。

そこで、改めてこの問題について検討するということで、五十九年度の予算編成はその方針のもとに編成をされ、国会の御承認をいただいたわけでございます。今、国会において原子力船「むつ」のあり方にについていろいろな貴重な御意見、御議論をちょうだいをいたしておるわけでござりますが、私ども政府・与党の関係におきましても、党において検討委員会が設けられて着々とその検討が現在進められている段階でございます。その結論はいずれ来年度の概算要求が出されるのに間に合うような時期に結論が党としては出されると思いますが、私どもはそのような結論あるいはまた国会での御審議を十分に拝聴いたしまして、適切な対処をいたしてまいりたいと考えているわけ

でござります。

であるのであります。そこでまず、「むつ」が廢船

卷之三

○國務大臣(岩動道行君) その存廢の結論は、國

までの研究開発が進められていくということで

いざにいたしましても、結論がどうあります。うとも、先ほど申したように、日本の基本的な政策として原子力の平和利用、そして舶用原子炉の研究開発というものは欠かすことのできない一環であると考えております。そういう観点から私どもは、この原研との統合につきましても引き続き、結論がどうあるようと、舶用原子炉の研究開発は必要である、そして現在は「むつ」はそのまま存在をいたしておりますので、そのような現状においての統合をまずお願ひをしてまいりたい、こう考えておるわけでございまして、基本的には舶用炉の研究開発は進めてまいるという基本方針を持つていろいろところでございます。

○小野明君 大臣、私がお尋ねしておりますのは、「むつ」を廃止するか存続するかということはまだ決まっていないんですね。いかがですか。

○国務大臣(岩動道行君) 決まっていないと申しますが、私ども政府としては原子力船「むつ」によつて從来とも研究開発を進めるという基本姿勢を持っていいわけでございます。ただ、各方面の御議論がありますのでその結論によつては從来の方針が変更になるかもしれない、ということは私どももその結論を承った上で対処をする、こういうことでござります。原子力委員会におきまして、原子力船「むつ」による研究開発は進めるべきである、こういう重要な決定をいただいておりますので、私どもはこの方針は変わつてないわけでございます。

○小野明君 長官、舶用炉の開発あるいは平和利用という観点でおっしゃるわけですが、結局それは、舶用炉という以上は現在「むつ」というものによって開発をされるわけですね。ところが「むつ」の存廃という問題は、長官のお話によりますと決まっていけるような決まっていないような御答弁で非常にあいまいなんです。存廃は決まっていないんでしょう。

○國務大臣(岩動道行君) その存廢の結論は、國

までの研究開発が進められていくということで

○國務大臣(岩動道行君) その存廃の結論は、国会の御審議、そしてまた我々政府、与党的立場においての検討の結果によるという意味においては最終的な結論が出てないということは申せますけれども、しかし基本的には原子力委員会の決定といふもののは私どもは重く考えている次第であります。

○小野明君 今の大臣の御答弁でもちょっと趣切  
れが悪いんですが、まあ存廃は決まっていないが原子力委員会の決定は生かされていく、こういうふうに今私は受け取ったわけです。そのとおりですね。存廃は決まっていないが原子力委員会が出した結論に従つてこの仕事は進めていくんだと、こういう御答弁ですか。

○國務大臣(岩動道行君) なかなか言葉のニュアンスが難しいんですが、私どもは原子力委員会の決定は変わらない、このことは重く考えていかなければいけないと、このことは御理解いただきたいと思います。

○小野明君 私がお尋ねしたいのは、原子力委員会の決定もよくわかつているんです。ただ、舶用炉の研究開発という以上は「むつ」がなければできないんですね。だから「むつ」に関する存廃というものは決まっていない現状ですねと、これに御答弁をいただければいいわけです。

○政府委員(中村守孝君) 若干私の方から事務的な御説明をさせていただきますと、舶用炉の研究開発は「むつ」の取り扱いのいかんにかかわらずといふことにつきましては、原子力船の開発の進め方といたしましては、「むつ」を実験船として活用していくと、いうことが從来から我々がとっている方針でございますが、それと同時に、次の将来の舶用炉、さらに経済的な信頼性の高い舶用炉を開発するということにつきましては、現在も別途設計の評価研究等を進めておるわけでござります。

そういう形では将来そういうものを陸上でいろいろ試験しながら進めていくという道もございまして、「むつ」の実験ができればその成果というものが取り入れられて、陸と海との両々相

までの研究開発が進められていくということで

○小野明君　柏用炉の開発を進めていかれるといふことはよくわかっている。私がお尋ねしたいのは、長官「むつ」のがにまた新しい原子力船でもつくるというのなら、これはまた話は別だけれども、現在ある「むつ」というのは存廃は決まっていませんねという、こういう簡単な質問なんですよ。それに対して長官ひとつどうですか。これは皆さんもわかつてゐるんじゃないですか。私も決まっていない現状というふうに理解している。国民の皆さんも同じだらうと思ひますが、こういふ極めてはつきりした質問に答えられないというのは、大臣どうしたことでしょうか。

○政府委員(中村守孝君)　現在、政府におきましても各般の御意見を聴取して検討を進めておるところでございますので、そういう意味で、今後「むつ」の将来計画をどうするかということも含めましてまだその結論が出ていないということでございます。ただ、原子力委員会の決定といふものは現在も生きておりまし、我々の検討に当たっては原子力委員会の決定といふもの、これは法律に基づきまして内閣総理大臣の尊重義務というものございますので、そういう意味でこういう原子力委員会の決定を踏まえながら検討をしておるということをございまして、今後の取り扱いについての結論は、そういう意味でまだ出ていなさいということをございます。

○小野明君　私は、大臣「むつ」の存廃が決まっていないということは、柏用炉の開発あるいは平和利用云々、いろいろおっしゃいますが、結局、原子力船の開発に対する國の戦略が明確でない、

ございまして、「むつ」がなければ全く柏用炉開発がゼロということでは必ずしもないわけでござります。もちろん柏用炉の開発を進めていく上におきましては、陸上試験だけでなく、海上における試験データといふものが究極においては必要でございますので、両々相まって進められるというのが私どもとしても望ましい姿と考えておるわけでございます。

---

このように受け取らざるを得ないわけです。日本の原子力船開発に対する戦略が決まらないのにこういった法案が出されておる、これは非常に私は国民を惑わすものである、こう言わざるを得ないと思うんです。この点について大臣はどういう御所見をお持ちでしようか。

○國務大臣(岩動道行君) 先ほど申したように、日本の場合には、原子力の平和利用の重要な一環として、原子力船というものは研究開発をしておく必要がある、そしてそのための船用炉の研究開発が中心である。その場合の方法論として、ただいまある原子力船「むつ」をさらに続けて使つてやつていくのか、あるいは別の方法でやるのか、そういうふたよろなところをただいま各方面の御議論によつて最終的な結論を出したいということをございまして、私どもはあくまでも基本的には原子力船のための船用炉の研究開発は続けるべきものである、やるべきものである、こう考えておるわけであります。

○政府委員(中村守孝君) らよと補足させていただきますが、先生の御質問の趣旨というのは、この現在御審議をお願いしている法案が、「むつ」の取り扱いもはつきりしないうちに法案を審議するのにはいかがかという趣旨に解せられます、その点で申しますと、今回、原子力研究所に原子力船研究開発事業団を統合するという形で法案の御審議をお願いしておりますのは、昭和五十五年に現在の日本原子力船研究開発事業団法に改正いたしました際に、その法律の中で「行政の各般にわたりその簡素化及び効率化を進めん見地から、昭和六十年三月三十一日までに」「他の原子力関係機関と統合するものとし」と、こう法律で定められておりまして、行政府といたしましては、この法律案に定められた期限までに統合を円滑に進めるべく諸般の準備を進めてまいり、この法案の御審議をお願いしておるわけでございまして、当然統合するとなりますと諸般の準備もございますので、来年の三月末日が統合の時期ではございますが、それまでの準備期間も考慮いたしまして現

在法案の御審議をお願いしておるわけでござります。  
原子力船「むつ」の取り扱いにつきましては、大臣ほど来お話をさいますが、各般の議論が寄せられておりますことで種々検討をいたしております。それでございますが、この「むつ」がどうなりますかとも、「むつ」自身を今後どうするかといううことでの取り扱い上の問題もございますし、それから今後の「むつ」以外の次の世代の船用炉についての研究開発、これは現在、原子力船開発基本計画に基づきまして、「むつ」以外のものといたしましては、信頼性、経済性のすぐれた小型、高性能の船用炉の設計評価研究というものを実施しております。それはその後、その成果を踏まえて具体的にその先の研究開発計画を決めるという形になつておりますので、こちらの方の研究開発計画といふものが、まだ五年先、十年先というものまで明らかにされではおりませんけれども、一応そういう形での船用炉の研究開発もございます。そういうものをすべてこの新しい統合法人にしていただくという趣旨でございます。

○小野明君　局長はいろいろ言つておるが、大臣は、この原子力船開発というのはちゃんと決まつておる、これは国の戦略である、こうおっしゃつたと思いますね。しかし、この原子力船の開発ということは、現在ある「むつ」をどうするか、これが決まらないでは原子力船開発に対する戦略は決まらない、こう言われても私はいたし方がないんではないか。存廃は決まっていないと、大臣は明確にはおっしゃらなかつたが、局長はそういうふうに話があつたと、私はこう理解をしておりますがね。

そこで、「むつ」そのものについて少し尋ねてみたいんですが、廃船した場合、解体その他の費用を見てみると大体どれぐらいの経費と見込まれますか。

○政府委員(中村守孝君)　解体の時期によるわけでもございますが、先生の御趣旨が、今「むつ」をそのまま実験しないで解体したらどうなるか、こうがね。

いうことでござりますれば、その点につきましては、現在「むつ」の原子炉は出力を極めてわずかになります。程度上げただけでその後運転いたしておりませんので、放射能の量等は非常にわずかでございます。そういう意味で、燃料の取り扱い等につきましては技術的にはかなり容易に可能なわけでござりますが、ただ、やはり原子炉として運転をしたということと放射性の廃棄物等もございますし、設備等がどの程度かかるかということが問題になるとおもふわけでござります。

それから、さらに具体的には、その解体をするところの場所をどうするかという問題がござりますして、私どもでは、従来の経緯にかんがみまして、やはり新しい閑根浜の港、これは港の形をどうするかという問題は残りますが、いずれにいたしましても現在ある大湊ではそういうことができないというふうを考えますと、港の建設費、あるいはその原子炉を解体するためには大きなクレーンが必要でございますし、後の廃棄物の処理施設等あるいは保管施設等ござりますので、相当な額にならうかと思います。そういう意味で今余り具體的な数字を申し上げるのはかえつていろいろ何といいますか、まだ私ども正確にはじておるわけでもございませんので、ちょっと誤解を招きかねませんので——かなりな額になるものと考えられるわけでござります。

○小野明君 存廃はまだ決まっていないんですね。存廃は決まっていない。とすれば、廃船になつた場合の経費はいかんと、あるいは「むつ」これからそのまま生かして、存続をして出力上昇試験あるいは運航試験、これまでやらなきや意味はないんでしょうか、存続するとすれば費用はどうらい、こういう計算というのはあつてしかるべきじゃないか。これまでも「むつ」は六百億円ぐらいい食つておるわけだな。だから当然、廃船になつた場合、両方を科学技術庁としては予測をしてお

○政府委員(中村守孝君) 数字を、そういう意味で今いろいろ検討を進めてる段階でございますので、余り決まつたような形での数字をちょっと申し上げることができかねるという……

○小野明君 概数でいいよ。

○政府委員(中村守孝君) いろいろ数字につきましては試算がござりますが、何分にもまだ陸上施設にどの程度のものが、規制当局との関係におきましても、陸上施設をかなり簡易化するというような形でござりますれば経費も少なくて済むでございましょうし、そこ辺のことと申しますので、ちょっとと今、概数でもとこう申されましても、やはり数字を申し上げますと私どもで何かもう確定したかのようなことにもなりますので、ちょっとと御遠慮させて、控えさせていただきたいと思います。

○小野明君 これは今の答弁では承知できませんね。存廃決まらぬとすれば、廢船にして解体すれば幾らぐらいかかる、存続すれば幾らぐらいかかる、この答弁のない間は質問進みませんね。きちんと答弁してもらいたい。

○政府委員(中村守孝君) 先生からのたっての御質問にお答えできないというのは残念なのでございますが、検討中でございまして、そのおよその数字も今ちょっと申し上げられないんですが、少なくとも港の建設費というものが考えられるわけでございまして、現在、港湾の建設につきましては、「むづ」を運航するという前提のもとでございますが、一応の計算として港をつくるだけで約三百億を超える数字が出ておりますので、これをあらかじめかどうか、可能としてもその程度によりまして金額がそう大幅に、例えば百億で済むとか、そういう形にはならないと思いますので、全体とし

てはかなりの数字になる、そういうぐあいに考えられるわけでございます。

○小野明君 それは港湾建設があつた場合、ない場合、そういう仮定の上で計算できるじゃないですか。それから「むつ」を廃船にしない場合は今後そういう運航試験、洋上試験にいくまではどれくらいの経費が試算できると。

委員長、この二つは答弁してもらわなきや質問は前へいきません。

○政府委員(中村守孝君) 原子力船「むつ」を実験運航するということにつきましての数字につきましても、これはまだ政府としまして、全体計画をどこまでやるかという問題もござりますので、オソライズしておるわけではございませんが、事業団で試算しました数字がございます。

これは実際に港で出力上昇試験を行つて十分船

舶としての機能が備わっているということが確認されました後に、いわば波の上で実際に運航してみて原子炉はどういうビーピアをするかという

ことは実際に港で出力上昇試験を行つて十分船舶としての機能が備わっているということが確認されました後に、いわば波の上で実際に運航してみて原子炉はどういうビーピアをするかという

ことを実験をするわけでございまして、その二年間の実験を行いまして、さらに今度は炉心を取りかえて新しい炉心にいたしましてその後四年ほど

実験航海をするというような、全体約十三年にわたる計画がございます。これでございますと、ごく大きっぽい計算でございますが、千億ちょっととの数字になるということをございまして、その実験計画につきましては今後十分に検査いたしまして、経費の切り詰めその他を図つて、御納得のいだだけるような範囲での研究開発の進め方、そういうものを検討しておるところでございます。

○小野明君 私の質問に答えていいじゃないですか。

廃船にした場合は幾ら、それから今後「むつ」を存続して満足できる上昇試験あるいは運航試験、これに至るまでの費用概算、これを的確に出してもらいたい。

○委員長(高木健太郎君) 速記をとめてくださ

い。  
○委員長(高木健太郎君) 速記を起こしてください

航海をするにつきましては、先ほど申し上げましたような計画でやるといたしまして、一応の試算として千四十億という数字が出ておるわけでござりますが、現在はさらにこの計画自体をいろいろ練り直しておりますと、一千億というのは非常に大きいといふこともございますし、十分に念査を

して計画そのものも見直しをしておりますので、経費がどこまで減らせるか、それを今検討しておりますところでございます。

それから、廃炉につきましては、先ほど申しましたように、陸上施設がどうなるかということもございまして明確な数字がなかなか申し上げられませんが、港の建設費が現在三百四十億ほどが試算されております。これをある程度、もう実験航海しないという前提で改めて見直しましたときにも、この港の規模を若干縮小するというようなことが考へ得るかと思ひますが、それがどの程度になるかということはそろ大大幅な変更は期待できませんが、千億ちょっととの

数字になるということをございまして、その実験計画につきましては今後十分に検査いたしまして、経費の切り詰めその他を図つて、御納得のいだだけるような範囲での研究開発の進め方、そういうものを検討しておるところでございます。

○小野明君 私の質問に答えていいじゃないですか。

廃船にした場合は幾ら、それから今後「むつ」を

りますとそういうことでございまして、具体的に計画をさらに詰めまして、「むつ」の運航で効率的に必要なデータを確保するということで今計画の見直しをしておりますので、千四十億から下の方にどの程度切り込めるか、検討をしておるところ

でございます。

それから、解体の方につきましては、現在の港

湾の三百四十億円、これを廃炉にするということであれば、これは港の計画自身を少し規模を縮小

するといふこととでこれを減らすことが可能だと思います。

ただ、大幅な減少ということはなかなか

に難しいのではないかという点と、それからそ

う意味で今どこまで小さくできるかといふこと

の詰めまで詰め切つておりますので、数字がち

ょっと申し上げられない。

それから、直接の廃船費につきましては、七十億円にさらにそれまでのいろいろな附帯的な経

費、陸上施設費、そういうものを足さなければな

りませんので、いわばその七十億といいますか、四十億にプラスアルファという形で、ちょっと今まで

明確に、それは百億とかそんな数字じゃもちろん

ないわけでござりますが、その程度のちょっと

りませんので、いわばその七十億といいますか、四十億といふ数字が出されたわけですが、これはもちらん運航試験が済めば当然廃船にしなきゃいけませんね。その廃船にする費用も含まれていますか、この廃炉のための直接経費といふことになります。

○小野明君 そうしますと、廃船にした場合は港

の建設が三百四十億、完全につくり上げてもその

千上回る程度と。「むつ」を存続した場合にはほぼ一千四十億、こういう数字になるわけですか。

そういうようなものがあるって、これは七十億を若干含めでござります。それは直接的な経費が、先ほどちょっと申しました七十億円という数字が入つておるわけでござりますが、実際それはもう

あります。そういうふうな場合でも、従来の経緯にもかんがみ、そして国費を投入することでござりまするから、できるだけ最小限度の費用で最大の効果を上げる

ことができるだけです。

○政府委員(中村守孝君) その中には廃船の費用

も含めでござります。それは直接的な経費が、先ほどちょっと申しました七十億円といふ数字が入つておるわけでござりますが、実際それはもう

ほどちょっと申しました七十億円といふ数字が入つておるわけでござりますが、実際それはもう

あります。そういうふうな場合でも、従来の経緯にもかんがみ、そして国費を投入することでござりまするから、できるだけ最小限度の費用で最大の効果を上げる

ことができるだけです。

○政府委員(中村守孝君) 存続した場合の千四十億円といふのは、いわば十三年間にわたるプロ

ジェクトを実行する所なら、いろんなケースをやはり考へなければなりませんので、そういう意

味で、どつちかというと一番幅の広いところをと

また、原子力船「むつ」による研究開発はこれを中止するという場合には、それを関根浜の港に移していくこと自体は、これは地元とのお約束もございますのでやらざるを得ません。その場合もござりますので、やらざるを得ません。その場合の港の規模についてどうするかは、これからも最小限度のものにとどめるための努力はしなければならないと思います。また、廃船という場合でも、それをそのままそこにつないでおくという方法もありますようし、あるいは炉を抜いてその船をそのまま置いておくのか、あるいはどこかに買つてもららぬのか、あるいは炉を積んだままどこかに売ってしまうことができるのか、いろいろな場合が考えられると思いますので、この辺もさらに仔細に検討しないといけない。したがって、この点についてもただいま具体的な数字をお示しすることができない、検討中である、こういうことであります。

そういう中において私どもは、船用炉の研究開発はどうしても進めてまいりたいという基本的な方向でさらに各方面の御検討をいただきたいと思っておるわけであります。

○小野明君 大臣の御答弁を聞いておりますと、一番大事なところをはぐらかした御答弁のように聞こえていたし方がないわけであります。

この際一番大事なのは、科学技術庁としては承認をされていない数字だと、こうおっしゃるが、原子力局長が協議をなさって、廃船にすればほほ港の建設を含めても四百億、存続すれば一千四百億と、こういう数字が現実に国権の最高機関である国会で答弁があつたわけです。この歎たる事実を長官も御認識をいただかなければいかぬと思つう。

一番大事な問題は、「むつ」を残すのか残さないのか、これに結論が出ていないままにこの法案の審議を行ふ、これに私は非常に大きな矛盾を感じるわけです。この原船事業団の統合期日は来年の三月末になつていますね。ですから、急ぐことはないわけですよ。来年の三月の末ですから、一番大事な「むつ」を残すか残さないか、この結論が出

ところが、「むつ」を残すのか残さないかといふ肝心な問題について、自民党内の検討委員会にお任せになつておる、こういうようなことです。もちろんこういふところだけで結論出すのじゃなくて、国会あるいは国民各層の意見を聞きながら結論を出してもらわなきゃならぬと思いますが、科学技術庁の最高責任者、政府の責任者として「むつ」の存廃について御見解あつてかかるべけれど私は思はうんです。この点について大臣、いかがでしようか。

○國務大臣(岩動進行君) 再三申し上げておりますように、私どもは原子力平和利用の重大な一環として、原子力船「むつ」による舶用炉の研究開発を重要なものとして今日まで進めてまいってきております。しかし、これについては各方面から御議論があることも御承知のとおりでございます。したがいまして、来年度の予算要求の段階までに政府としての結論をさらに出したい、適切な対応をしたい、こうしたことでおざいまするのとで、それまで私どもは各方面の御意見を十分に聞きながら検討を続けてまいりたいと思ってます。

一方、この統合法案につきましては、原子力船開発事業団の法律ができたときに、昭和六十年の三月三十一日までに他の機関と統合するという法律が国会で議決をされて成立をいたしておりました。私ども政府としては、その法律を忠実に実行していくかなければなりません。しかも、これは行政改革の一環として極めて大きな分野でもござります。かつまた、この統合によって、従来の研究開発の能力につきましては、先般当委員会で現地までわざわざおいでをいただいたて各方面の御意見をお聞きになつた、その結果におきましても日本原子力研究所というものが十分に従来の路線を成果あるものとしてやつていただけると、こういう効果もございまするので、私どもはこの統合法案は「むつ」の存廃いかんにかかわらず成立をさせておいたいて、日本の原子力平和利用の一環をぜひひきこみたさせていただきたいと考えておるわけであつた

○小野明君　来年の三月三十一日といいますとかなり日数もございます。ですから、「むつ」の存廃、私どもはこれは「むつ」を廃船にすべきだ、という方針を持っておるわけです。これはもう承知のとおりです。ですから大臣も、科学技術庁の最高責任者として「むつ」の存廃について一つの決断、見識をお持ちになつてしかるべきではないのか、私はこう思ふんです。存廃が決まつた上でこの法案といふものが審議をされて初めて私はこの法案審議が生きてくると思います。金についてもこれだけ莫大な差がある。そうすれば、いかがですべきかというのは、検討委員会、自民党の中でも逃げ込むのじゃなくて、大臣の御見識というものをこの際私は伺つておるんですが、いかがでしょか。

○國務大臣(岩動道行君)　政府・与党といふ関係は御理解いただけると思います。同時に、私は原子力委員長でございます。そして、その原子力委員会の決定は本年度の予算編成の段階におきまして否決をされおりません。そのまま存するまをいたしております。このことで御理解をいたなかたいと思います。

○小野明君　そういうあいまいなややこしい表現でなくて、「むつ」の存廃について大臣の御見解がいただきたい。端的にひとつお答えいただけますか。

○國務大臣(岩動道行君)　繰り返して申しますが、私どもは政府・与党、政権政党でもございません。とともに、原子力委員会という重要な機関でござります。それらを踏まえて私は最終的な判断を下してまいりたいと思っておりますので、そこまでお待ちをいただきたいと思います。

○小野明君　自民党が政権政党であることは百八十も承知しております。そうすると大臣は、自民党だけで、この国会の議論等は聞くことなく、政権を取る党がこの存廃については決めるんだから、私はその一員だから、それでおまえたち承知せよと。いつも言葉じりをとるようで恐縮なんだが、大臣

○国務大臣(岩動道行君) もうたびたび私は国会の御審議を十分に踏まえてということは申し上げておりますが、先ほどはそれを省いちやつたんですが、つけ加えますとそういうことでござりますから、誤解のないようにお願いしたいと思います。

○小野明君 いつまでたってもこういうことでは前進みませんからね。満足できる御答弁がいただけませんで私は不満であります。それを申し上げて、次に進みたいと思います。

次に、放射線漏れ事故の責任、この問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

「むつ」が放射線漏れの事故を起こしましたのがちょうど十年前、四十九年九月。この出力上昇試験の際の放射線漏れ事故、この責任はメーカーにあるのか。このメーカーというのは、船体は石橋ですか、炉部分は三菱原子力工業ですか、この責任は、メーカーあるいは原船事業団いずれにあるとお考へになつておられますか。また、この責任の所在の追及、あるいはメーカーに対して損害賠償請求等を行つたのかどうか。これは長官にお尋ねをいたします。

さらにもう一つ、この責任の問題について原船事業団の理事長に、きょう御出席と想いますので、どのようにお考へになつておられるかお尋ねいたします。

○政府委員(中村中孝君) お答えいたします。

まず、放射線漏れ事故の責任の所在でございますが、放射線漏れの原因につきましては、種々専門家において検討いたしました結果、それは主として高速中性子が遮へいの間隙を伝わって漏れ出るいわゆるストリーミング現象というものによるものであるということが判明いたしております。このようなストリーミング現象の取り扱いにつきましては、「むつ」の設計当時に我が国におきましたても遮へい設計の実例が少のうございまして、そういう意味で「むつ」の遮へい設計に当たりまして計算に乘りにくい複雑な形状をした遮へい材の遮

六

へい能力等について判断力が足らなかつたということがその原因になつておるわけでございます。で、この責任につきましては、メーカーの三菱原子力工業がその遮へいの設計、製作の担当者でありましたことでもあり、したがいましてその設計に起因して生じた放射線漏れということにつきましては三菱にも責任があるわけでございますが、一方、事業団におきましても、契約に当たりましてその設計仕様書のたぐいをほとんどメーカーへ主導という形で、事業団自体による責任ある検討を加えなかつたということもござりますし、また実際の遮へい工事につきましては分割発注という形態をとつたということで、発注者であります事業団が総合的性能保証を十分考慮する必要があつたという点もございます。こういった点で、一概に設計を請け負つた三菱の責任というわけではなく、事業団にも一端の責任があると、そういうふうに私ども理解しておりますが、既にいわゆる瑕疵担保期間は過ぎておりますこともございまして、契約上、損害賠償が請求できるか否かという点につきましては、当時いろいろな疑問がございまして、先ほどのよう責任のあり方につきましても三菱の方にだけ責任を転嫁すると言つていろいろ議論もあつたようですが、既にいわゆる瑕疵担保期間は過ぎておりますことから、それから、損害賠償の請求につきましては、当時いろいろな点でござります。

○参考人(井上啓次郎君) ただいまの責任問題につきましては、原子力局長が御答弁したとおりでございまして、当事業団といつしましては、放射線漏れ、これは非常に残念な、不幸な出来事で、実務機関の事業団といつしましては非常に反省しているところでございます。

なお、現段階で申し上げれば、今、先ほど局長が申し上げたとおり、その当時遮へい設計といふものに対しまして十分な経験者といいましょうかエキスペートがいなかつたという反省はございます。その後、ずっと育つてはおりますけれども、その当時の技術水準としましては予測しがたい問題と言える点もございまして、ただいまのようない意味では事業団にも責任はございますし、メーカーにも責任があるということでございます。

○小野明君 局長、そうするとあれですか、この放射線漏れ事故の責任というものはメーカーに対しても追及ができない、責任はメーカーと原船事業団両方にあるからと。また損害賠償請求といふこともできないと、そういうあいまいな契約をなさつておつたんですか。

○小野明君 この問題は今後の問題にも波及をしていきますから、この辺の契約あるいは賠償請求あるいは責任の所在というのは、ひとつ極めて明確にしておいていただきたいと思いますが、大臣いかがですか。

○国務大臣(岩動道行君) 今後十分に配慮してまいりたいと思います。

○小野明君 私が申し上げましたのは、今仮に「むつ」が存続と、こういうことになつて今後の実験——佐世保で遮へい改修、安全總点検補修工事、こういうものが行われておりますね。その場合、瑕疵が見つかつた場合、その他「むつ」に欠陥が生じた場合、あつた場合、原子力研究所はこ

の原船事業団の地位を承継するようになつております。来年この法案が成立すれば、三月末以降原子力研究所がそれらの責任を續いて行わざるを得ないことに相なるわけです。そこで、原研の理事長としてこれらの問題についての御所見を承つておきたいと思います。

○参考人(藤波恒雄君) お答え申し上げます。今先生お話のとおり、原研に統合された暁におきましては、従来原船団が持つておりますいろんな権利義務はそのまま承継されるということは当然かと思いますが、今も話題に出ておりますような契約上の問題等につきまして、懸案事項であるとか、あるいはもし解釈上の不明確な点等がまだ

しまつたということが大きな理由でございます。さて、これは事業団といつしましては瑕疵担保期間といつまつたとおきつかりと処置をつけてから引き継ぎを受けたいものだと思っておる次第でございます。

○小野明君 極めて明確な原研理事長の御答弁だったと思います。そのとおりにやつてもらいたい。ただ、改修後の瑕疵担保の期限は、船体部が

ようじゃないですか。六月二十七日、きょうでももう一回審議される二十九日に切れることになつておるようですね。そうすると、今何ば理事長が張り切つても期限が切れるようになつておる。延長について三菱とか石川島と交渉中のようですが、これは一体どうなつていいですか。

○政府委員(中村守孝君) 瑕疵担保期間の延長につきまして、現在三菱と石川島両社に事業団において交渉しておるところでございますが、一応両方とも同一の解決方法をとろうということで、三

菱の期限が六月の二十九日でございますので、石橋につきましてもそれまで延長いたしております。

○小野明君 特に原子炉部分が二十九日切れる、この延長をやつていると見通しは一体どうなのか。延長交渉をやつておるところでございます。

○政府委員(中村守孝君) メーカー側も延長する期間その他については幾らにするかと、いうことについていろいろ意見もあるところでござりますが、少なくとも現在まだ「むつ」の取り扱いにつきまして、今後いろいろ国会の御審議も経て最終的に決まっていくわけでございますので、そういうことで出力上昇試験がいつ行われるかと

いうことにつきまして、今の段階で明確にし得ない状況もございますので、そういう状態が明らかになつた段階で十分またこの瑕疵担保の問題について検討できるといいますか、検討をするといふことを踏まえまして、残余の期間延長するといふことにつきましては基本的に了解に達しております。

行つたでしよう。あのとき原研の責任者にいつごろまで出力上昇試験ができますかと、そしたら技術の責任者が大体一年半もあればできると思いますといら答弁があつた。それをあなたは聞いておるはずですね。お聞きになつたはずだな。それをお聞きになつて今のような答弁をされるというのは、あの視察は何のために行ったのか。昼飯だけ食べに行つたんじゃないんだ。

そういう延長といふものが確定されないうちに、あるいは新定期港の建設もまだいかぬ、出力上昇試験の見通しも立たない、しかも環底担保の延長もできない、こういう今までこの法案を採択するというのは、私は非常に不安があります、不満があります。国費の大変なこれは乱費になると私は思うんです。しかも賠償責任も問えない、請求もしなかった。こういうことでひとつ国民から疑惑の目でもつて見られないよう私は仕事を進めてもらいたい。なおいろいろ質問したいことがたくさんありますけれども、時間が来たようですから、私の質問は以上で終わりたいと思います。

最後に、世論調査でこの安全性という問題に国民の七〇%が不安を持っているということが報道されているわけです。経理府の世論調査で。この問題でさきの委員会の答弁で大臣は、それは世論調査のやり方によるんだ、こういうような御答弁がありまして、私は非常に不満を持っているんです。この安全性に対する国民の懸念というのは、この七〇%というものが明確にあらわしていると思うんです。ですから、この安全性に対する不安というもの除去するように、科学技術庁はひとつ姿勢を正して原子力行政やつてもらいたいと思います。最後に大臣の答弁を求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(岩動道行君) 原子力の平和利用は、何と申しましても安全性が大前提であることは申

すまでもございません。今日までもあらゆる分野でこのような安全性の追求をしながら、原子力発電等も極めて順調な運転がなされているわけですが、この上とも私どもは安全性という点を大前提としながらあらゆる原子力の利用を図つていかなければなりません。

また、先般の世論調査で七〇%が不安を感じるところにつきましては、その中身を分析して説明をしていくときに初めてああそうかというようないまして私は、分析をして説明しないとわからないようないようなアンケートといふものはもう一遍検討して、出た数字がはつとそのままわかるようなアンケートの仕方というものはあるのかないのか、そういう点での検討をしてみようかということを申し上げたわけでありまして、七〇%という数字がとにもかくも出たということは、私どもは厳粛に考えて、そして原子力の安全性にはさらには力を入れて国民の理解を求めていかなければなりません。その意味で原子力船と在来船との比較、そういう点については今まで、昭和五十四年十二月の一

○塩田啓典君 この日本原子力研究所法案は私たちは賛成でございます。というのは、今までの日本原子力船事業団といふものが研究所から一歩実用化に踏み出した、そういう立場にあつたわけ

あります。世界の情勢から見て原子力船の実用化の時代もやや遠のいておる、そしてむしろ現段階においては長い将来に備えて基礎研究的なことをもっと積み上げていくべきではないか、そういう意味で日本原子力船研究所の方に移してそしてやついただきたい、こういう意味でこの統合には賛成でございます。

しかし、今ある原子力船「むつ」をどうするのか。今、小野委員の質問に対する答弁がございましたように、こういう財政窮屈の中で、六百億の中でも一千億以上のお金が必要である。これもどうも御答弁からいと、確信のないスタートしてみるともつと膨れ上がる可能性もあるような感じのする計画であります。

しかし、退くとしてもまた四百億要る。空港が二つぐらいできる金額でございます。科学技術は将来への長い投資ですから、余り目先のことを考えていけないという面もあるわけですから、確かに未来のことはわからないにしても、科学技術としては、いろいろ研究しなければならない分野はたくさんあるわけであります。そういう中で、それを選ぶべきが最も効率的で効果的であるのか。未来のことはわからないにしても、科学技術としては、衆知を集めて本当に後世の批判にこたえる判断を下していただきなければならないんではないかと思います。

そういう意味で、特に原子力船の問題で、私は結果として原子力船時代が来るのかどうかという、あるいは来るとすればいつごろ来るのかという、このあたりが一番大事じやないかと思うんですね。その意味で原子力船と在来船との比較、そういう点については今まで、昭和五十四年十二月の原子力委員会原子力船研究開発専門部会報告書、さらには五十七年九月の日本原子力産業会議原子力船懇談会報告書等にいろいろ分析がされておりますが、現時点で見て、在来船と原子力船との現在の比較、将来の見通しについてはどうのよにお考えでございますか。

○政府委員(神津信男君) ただいま先生御指摘ございましたように、原子力船の実用化といふ点は、いろいろと不確定要素といいますか、そういうものがございまして、明確にするのにはいろいろ問題がござります。しかしながら、やはり実用化といふ点につきましては、石油の価格と舶用プラントの価格といふものが大きくこれを左右する要素であるというふうに考えておりまして、石油価格は、最近一時的な価格の緩みなどはございませんが、中長期的に見ますとやはり高騰傾向にあるという面がござりますし、また今後そういう傾向の中で、舶用プラントのコストの低減といふうの要素であるといふうに考えておりまして、石油

実用化の時代が来る経済環境が整うという御判断をいただいておりますし、私どもも今そのように考えております。

現在の段階で原子力船と在来船を比べたらどうだというお話をございますが、現在の価格を前提にして考えてみますと、船の建造価格そのものは原子力船の方がやや割高になっておるのは確かでございますが、例えは船の運航期間というのは十五年程度があるわけでございまして、この間の運航期間を通しての運航経費などを見てみますと、かなり、「一応これは試算でございますが、現状でもある船種によっては原子力船の方が経済性があるというような試算も行われるわけでございまして、それらの点を踏まえまして、二十一世紀の初頭には、いろいろな環境が整えば原子力船の実用化の時代が来るというふうに私どもは考えております。

○塩田啓典君 今ソ連が砕氷船で実用化しているように聞いているわけですが、アメリカのサンナ、西ドイツのオット・ハーン、こういうものはまだ西独のオット・ハーンあるいはアメリカのサバンナなどの建造が行われました時代は、かなり世界経済が高度成長する、したがいまして船舶も大型化あるいは高速化するという傾向がございました。そういうものを前提にして、かなり早い時期に実は原子力船の実用化時代が来るのではないかという予想がされていました。

しかし、その後世界経済が非常に安定成長に変わったというようなことから、やや超大型化あるいは高速化の傾向にブレークがかかっておるわけでございまして、そういう経済環境の変化によりましてアメリカ、ドイツなどでもその後原子力船の開発が足踏みをしておる状態であるといふふうに私は考えております。

現在、原子力船が実用化する一番有望な船種と

考えられておりますのは砕氷タンカーでございまして、御存じの如く現在、石油資源をいろいろ世界的に開発しようということで北極圏の資源開発が非常に盛んになつておりますが、各國いろいろ北極圏の石油資源の開発をやつておりますが、これが実際に資源が開発可能になりました場合には、これの輸送手段として砕氷タンカーというのが考えられておるわけでございます。

この砕氷タンカーの場合には、通常のタンカーに比べましてかなり高出力の馬力が要求されるわけございまして、北極圏からの石油の輸送というのが実用化する、これは中近東からの石油の輸入にいろいろ問題が出てきたというような場合、あるいは中近東の石油が枯渇したというような場合にはさらに本格化すると思ひますけれども、そういう事態に北極圏の石油が有効利用される場合にはこの砕氷タンカーをつくる必要がある、その場合には原子力船というものがかなり有望であるというように考えられておるところでございます。

○塩出啓典君 どうも経済の成長が非常にダウントしてきた。しかし私は、原子力船が実用化するか

といふことは、むしろ在来船との比較の問題じゃないかと思うんですね。しかも、砕氷タンカーとい

つてもそう何杯も要るわけじゃないでしょ

う。そういう話を聞くと、原子力船の実用化はどうなるのかという、何となく後ろ向きの考えが出てくるんですけれどもね。

大体、いろいろ日本で原子力船をつくるとい

う動きが出たのがたしか昭和三十年ごろと聞いております。それで、この日本原子力船事業団の法

律ができたのは昭和三十八年、ちょうど二十年余り前で、その当時の会議録を見ておりますと、井

上事業団理事長は科学技術庁の局長としてこの委員会にも御出席をしていただいておるわけです。

その当時の会議録を見ますと、「亡くなりました

我が家の牛田委員がやつぱり原子力船の経済性はどうなのかという質問をしているんですね。それ

に対してその当時の島村さんという原子力局長の

答弁は、「伝えられるところによりますと」とあります。それはつまりつきりした資料はなかつたんですね。「また北極圏の石油資源の開発をやつておりますが、これが実際に資源が開発可能になりました場合には、これの輸送手段として砕氷タンカーといふのが考えられておるわけでございます。

○塩出啓典君 では、私どもいたしましては、この船をつくり上

げるころには、民間というものが続いて第二船、第三船ということに乗り出してくるであろうこと

も期待しておるわけでございます。」と、こうい

うよう前に言っておるんですね。

昭和三十八年と今と、どうかと考えれば、その当

時の油の値段が幾らかはよく覚えておりません

が、いずれにしても油ショックの前ですから、一

ドルとか二ドルいつてなかつたのじゃないかと思

うんですが、今は油は多少下がつたにしても一十

八、九ドル、三十ドル、油の値段はそれこそ十何

倍、二十倍もその当時から上がつてきているわけ

ですね。ところが、依然として原子力船の実用化

は進まないというこのあたりがどうなのか。もち

ろん油の値段が上がるにつれて燃料のウランが上

がるかもしれない、船の建造費も上がるかもしれ

ない。そういうことになると、結局原子力船時代

はまだなんらかの有利になつていいという状況は

あると思っております。

しかし、さらに今後世界経済が安定成長とはい

えだんだん成長していく、それと一方において化

石燃料は有限であるという状況を考えますと、時

期は遅くはなつておりますが、化石燃料の有限に

伴う価格の高騰、あるいはさらに一段と進めば枯

渇というような問題も考える。とすれば、やはりそ

ういうエネルギー源の一つとしてこの原子力とい

うものが大きく取り上げられる時代が必ずやつて

まいりまして、実用化の時期が必ず来るのではないか

といふふうに私どもは考えております。

○塩出啓典君 今局長言われましたけれども、エ

ネルギーの需給ということが当然石油も有限で

ござりますから、石油にかわるべき代替エネルギーといふものは日本の国として当然考えていかな

くちやいけないと思ふんですけれども、もし原子

力船を実用化した場合に我が国のエネルギー消費

量、石油の消費量にどの程度の影響を与えるの

か。私が聞いてるのは大体油の消費量の一割が

船だと、それは漁船まで入るわけだからね。しか

し、原子力船が実用化しても漁船まではとてもい

かない、ある程度の大きさの船ということになり

ますよね。かなり大きな方しか実用化してもら

力船の実用化の時期を考えていたと思います。事

実、オイルショックの前の高度成長期には、タン

カーに

おきまし

も五十万トンのタンカーである

とか、コンテナ船においても三十ノット台のコン

テナ船

という

のが

かなり

建設され

た

わ

けでござります。その

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

もらつてもいいんじゃないかなと思うんです。取り組んでいたのかかもしれません、私どもの感じは何か造船業界や海運業界は不熱心で、科学技術はばかり一生懸命やつておる。

本来は、いろんな企業でも、この間もある電子産業の工場に行きましたけれども、やっぱりそれぞれ将来に備えていろんな研究投資をしているわけあります。だから私は、実用化を本当に迎えるには、エネルギーの危機の時代に本当に役立つ原子力船をつくるには、もっとそういう住民のコンセンサスを得るというような問題とか、さらにはコストを下げるとか、もっともつと解決していかなきゃならぬ問題が非常に多いんじゃないかと思うんです。今のように座して待つておったんではもう原子力船時代は余り来ないような気がするんですけれども、そういう点はお考えどうでしょう。

○政府委員(神津信男君) 海運、造船業界の話が出来たので、ちょっと先に私からお答えをさせていただきます。海運、造船業界が非常に不熱心だというおしかりをいたしましたので、いろいろ私も反省はしております。また出資金、寄附金におきましても二十億円を海運、造船業界から出しておりまして、民間の出資の全体の八〇%は海運、造船業界が協力をしてくれる。そのほか船の運航関係その他いろいろ技術協力をしてくれるわけでございます。

ただ、御指摘のよう、最近非常に海運、造船業界は不況でございまして、実は自先の経営問題といいますか、それに非常に熱心といいますか、取り組んでいるところでございまして、その先といいますか、非常に将来ビジョンというものに欠けるところがあるのは事実でございます。この点は私も非常に残念だと思っておりまして、当面の

ことでなく、さらに将来の問題につきましてしつ

かりしたビジョンを持つように常に反省をしておるところでございますが、現在は目下の自先の不

況に追われておるというのが実情でございまし

て、やや協力の程度が悪いというおしかりをいた

だいておる点につきましては私も大いに反省をいたし、今後こういう将来問題にさらに真剣に取り

組むような指導はしてまいりたいと思っておりま

す。

○國務大臣(岩動道行君) 運輸省の船舶局長から専門的な立場でいろいろ申し上げることは私どもも十分に理解ができるわけでございます。

今御質問のありましたように、原子力船時代は来るのかという非常に大きな問題を提起されたわけでございますが、この原子力船「むつ」による研究開発を進めようとした当時は、ある程度定量的に今世紀中には何隻か原子力船をつくる必要があるだろうと、こういう一つの見通しがあってス

タートいたしたものと理解をいたしております。

しかし、その後時代の変遷によつてなかなか定量的なことが言えない時代に入つてしましました。

しかし、先ほど運輸省の方からも御答弁申し上げましたように、定性的には私は必要な時代が来る

時間が三ノットぐらいで進んでいくと、せっかく積んだ油を全部燃やしまつて、帰ってきたときには空っぽになつてしまふ、こういうようなおかしな現象もないではないということも専門家から伺つたわけでございます。

となりますが、私もそのように理解をいたしております。

特に、先般伏見委員からもお話をございました

けれども、山縣先生という船舶の権威の方の潜水

のニネルギー政策の観点からも極めて大事な一つ

のポイントではないか。そういうようなことを考

えますと、リードタイムはございまするけれども、私どもは今のうちにやはり原子力船の研究開

発というものはやつておくことが大事なことでは

ないか、このように考えているわけでございま

して、現在在来船と比較してどうの、そして原子力

船時代は来るのか、こういうことになりますと今

直ちにお答えはできませんけれども、そういう将

る、そういうものを出さなくちゃいけないと思う

んです。もう「むつ」の問題で出でてくる話といつ

たらごたごたごた、それ土地がどうのこうの

といふこんな話ばかりしたんでは、「むつ」と聞い

たらもうむつとするような、そういう悪いイメー

ジになっちゃうんですね。これは本当に僕は反省

していただきたいと思うんです。

一方また、先ほど船舶局長も申し上げましたように碎氷能力のある船、これはこれから北極の活用あるいは南極の活用ということを考えた場合には、私は極めて大きな期待が船用原子炉を持たれるのではないかと考えるわけでございます。

先般私は、運輸省の船舶技術研究所を視察をさせていただきました。そうしてこの研究所においては、前回の委員会で伏見先生からもお話をあ

りましたよろに、確かに潜水船であれば酸素が必要ではないかと考えるわけでございます。

先般私は、運輸省の船舶技術研究所を視察をさせていただきました。そうしてこの研究所においては碎氷船をつくるための大きな新しい施設を、世界に例のない施設を持っております。それは北

極からの油のこととも頭に置いての話であったと思います。ああいうところで普通の舶用機関で一

時間に三ノットぐらいで進んでいくと、せっかく積んだ油を全部燃やしまつて、帰ってきたときには空っぽになつてしまふ、こういうようなおかしな現象もないではないということも専門家から伺つたわけでございます。

となりますが、私もそのように理解をいたしております。

特に、先般伏見委員からもお話をございました

けれども、山縣先生という船舶の権威の方の潜水

のニネルギー政策の観点からも極めて大事な一つ

のポイントではないか。そういうようなことを考

えますと、リードタイムはございまするけれども、私どもは今のうちにやはり原子力船の研究開

発というものはやつておくことが大事なことでは

ないか、このように考えているわけでございま

して、現在在来船と比較してどうの、そして原子力

船時代は来るのか、こういうことになりますと今

直ちにお答えはできませんけれども、そういう将

る、そういうものを出さなくちゃいけないと思う

んです。もう「むつ」の問題で出でてくる話といつ

たらごたごたごた、それ土地がどうのこうの

といふこんな話ばかりしたんでは、「むつ」と聞い

たらもうむつとするような、そういう悪いイメー

ジになっちゃうんですね。これは本当に僕は反省

していただきたいと思うんです。

そういう意味で、ぜひ潜水船とか碎氷タンカーというものをもうちょっとよく研究していただきたい

て、本当にこういう点でいいものであればそういう計画を、「むつ」の次の計画を出すとか、そういうものがなければ国民の世論は僕は得られないと思うんです。もう「むつ」は廃船にせざるを得ないんじやないかと思うんです、そういう点で合意が得られないならば。そういう意味ではひとつ早急に、もうちょっと具体的にこれは科学技術庁なり

運輸省で検討すべきじゃないですか。その場限りの答弁じゃ僕はいかぬと思うんです、五年、十年、五十年後に会議録が残るんですから。そういう意味でこれは前向きに御検討いただきたいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○国務大臣(岩動道行君) 大変心強い励ましのお言葉をいただきありがとうございます。

私もただいま申したように、北極海の活用、あるいは南極時代がやがてやってくる。そして南極観測船も「しらせ」という船をつくって、もうよその船に助けられなくとも厚い氷を割って進むことができるような船をつくっていただきましたけれども、しかしこれも油を使っております。そういう点でも私は次の南極観測船、これは原子力船でやつていくくらいの考え方を持ちながら、そして今私どもの課題とされている原子力船の船用炉の研究開発はぜひ速やかに行つて、そういう新しい時代に備えたいとかよう考えておるわけあります。

潜水船につきましても同様でございまして、私どもは夢でなくて、現実の将来を展望しながらこのような原子力船の開発、原子力の平和利用という方向に向かって進んでまいりたいと考えておりますので、この上ともよろしく御指導と御鞭撻をお願いしたいと思います。

○政府委員(神津信男君) 今科学技術庁長官からお話をありましたとおり、また先生の御指摘のとおり、将来の原子力船のあるべきビジョンにつきまして、運輸省といたしましても、先ほど長官からお話をございました船船技術研究所の技術など活

用いたしましてビジョンをつくつてしまいりたいと思つております。

○塙出啓典君 特に私は科学技術庁にお願いしたこととは、科学的にひとつ物事を、これは伏見先生もこの前言われたわけですけれども、科学的に考えれば結論は一つしかないと思うんですよ。もちろん統計というか確率的に言えばいろいろあるでしようけれどもね。しかし、ある仮定に立てば結論は一つしかないわけですから、本当に科学技術庁としてやっぱりこれしかないという、そういう判断を僕は示していくかなくちゃいけないと思うんですね。政治的な判断によつて科学技術庁が支配されるんではなくて、科学技術庁がやはり科学的なものに基づいた判断を示していく。もちろんそれを実行するかしないかということは、予算の面とか政治的には判断していかなくちゃいけないと思うんですが、その点を特に要望しておきた

いと存ります。

そこで、原子力船「むつ」の問題ですが、私の聞いている範囲ではオット・ハーン、サバンナ等は百億とか二百億の単位で実験航海が終了しております。それに比べて「むつ」の場合は既に今日まで六百億かかったわけですが、さらに一千億、二千億といふことでも、関根浜の関係の建設等、いわばオット・ハーンにしろサバンナにしろ特定の港を建設したということはございませんので、ほかの港を流用したということで、こら辺の経費がかかります。それから放射線漏れを起こしまして、既に事業団ができた三十八年から二十年といふ長い年月がたつてゐるということで、一般管理経費等も百五十一億円に達しておるというようなところで、まあ期間が長くなつておりますので、わゆる物価のレベルアップ等もございまして、今は母港の建設費その他と、いろいろあると思うんですけど、どういう点で違いがあるんでしょうか。

○政府委員(中村守孝君) オット・ハーン、サバ

ンナに比べまして確かに金額的には「むつ」の開発に要した経費が多額に上つておりますが、現在五十八年度の数字、これはまだ決算が完全には済んでおりませんが、推定額を加えますと約五百七十億円という数字になつておるわけでございますが、伝えられるところによりますれば、サバンナで約三百八十億円、オット・ハーンで百七十億円、これは一部欠落している数字もございますの

ぜられているというところから見ますと多額になっていると。

どういった点が大きいかということでございまが、現在までにかかりました約五百七十億円の内訳を見ますと、「むつ」の建造費が約七十三億でございまして、船価そのものはオット・ハーンとかサバンナとかということに比べまして、トン数その他のいろいろ差異もございますが、特段高いといふことではないわけでございますが、放射線漏れの事故、トラブルを起こしまして、その改修のために要しました費用、それからその後安全総点検その他で修理したということで、この金額が約百二十五億円かかるておりますので、この百二十億円というのが相當に大きな額になっております。

それから、港湾の建設関係につきまして約九十七億といふことで、関根浜の関係の建設等、いわばオット・ハーンにしろサバンナにしろ特定の港を建設したということはございませんので、ほかの港を流用したということで、こら辺の経費がかかる。それから放射線漏れを起こしまして、既に事業団ができた三十八年から二十年といふ長い年月がたつてゐるということで、一般管理経費等も百五十一億円に達しておるというようなところで、まあ期間が長くなつておりますので、わゆる物価のレベルアップ等もございまして、今は母港の建設費その他と、いろいろあると思うんですけど、どういう点で違いがあるんでしょうか。

○国務大臣(岩動道行君) 先ほど小野委員にもお答え申し上げましたように、ただいま検討段階でござります。しかし私は、手をこまねいているわけではありません。十分にいろいろなケースを考え、それにはどれだけの経費でやつていいけるのか、詳細な検討は事務当局に申しつけてござります。しかし、これはまだ皆様方の前に申し上げるようなそういう数字まではできておりません。最大限の効果を上げ最小限度の費用でやるためにはどういうふうな方法があるのか、これは子細に事業団そしてまた科学技術庁の事務当局にもよく検討するよう申しつけておりますので、いましばらくこの点については検討をお待ちをいただきたいと存ります。

○塙出啓典君 今さつき局長の方から「むつ」の計画で途中で燃料棒を取りかえてやると、これはどういう燃料棒に取りかえる案なんですか。これは原子力船事業団の計画ですから、原船事業団の

な道を考えるためには、やっぱり「むつ」のもし実験を続けるならばこれだけのお金がかかりますと、お金を使った結果こういうデータが得られます。

した、こういうデータはこういう意味で非常に必要なんですねと、そういうことを国民の前に明示しないとそれこそさっぱりわからない。その中で「むつ」が論争されているというのは私は非常によくないんじやないかと思うんですね。

だから、科学技術庁として、自民党がどうあるうとも、一つの案をつくったらどうなんですか。千四十億だつて科学技術庁認めていい。今の段階に至るまでそういうことは、僕はそういう姿勢で果たしていいのかどうか。こういう実験をぜひやりたい、この実験をやればこういうデータが得られるんです、しかしこれだけ金がかかりますと、そういう案を科学技術庁長官の責任のもとにはっきり明示すべきじゃないでしょうか。あるいは明示する方向で検討を重ねているのかどうか、その点はどうなんでしょうか。

○国務大臣(岩動道行君) 先ほど小野委員にもお答え申し上げましたように、ただいま検討段階でござります。しかし私は、手をこまねいているわけではありません。十分にいろいろなケースを考え、それにはどれだけの経費でやつていいけるのか、詳細な検討は事務当局に申しつけてござります。しかし、これはまだ皆様方の前に申し上げるようなそういう数字まではできておりません。最大限の効果を上げ最小限度の費用でやるためにはどういうふうな方法があるのか、これは子細に事業団そしてまた科学技術庁の事務当局にもよく検討するよう申しつけておりますので、いましばらくこの点については検討をお待ちをいただきたいと存ります。

○塙出啓典君 今さつき局長の方から「むつ」の計画で途中で燃料棒を取りかえてやると、これはどういう燃料棒に取りかえる案なんですか。これは原子力船事業団の計画ですから、原船事業団の

○政府委員(中村守孝君) 計画では、今ステンレスのものを使っておりますが、それをジルカロイにかえるということを一応計画しております。

○塙出啓典君 例えば、燃料棒は最近丸型から非常に熱の伝導率のいい角型というんですか、キャラメル型とか、そういう方向に変わりつつあると言われているわけですが、古いタイプの燃料棒では価値あるデータは得られないんじゃないのか。そういう新しいものをやるべきではないか。

それともう一つは、やっぱりやる以上はデータを得なきや意味がないじゃないか。そのためには計装燃料というのを、燃料のあらゆる部分に温度計とかいろいろつけて、そして実験の結果いろいろなデータが得られるという、そういうのをなれば余り意味がないんじゃない、当然もしやるとすれば。そういうような点も含めて、これはどうなんでしょうか。

○政府委員(中村守孝君) 今の先生の御指摘でございしますと、原子炉そのものをかなり絶対的に直さなければいけないということにならうかと思ひます。「むつ」につきましてそこまでのことをむしろするということではなくて、「むつ」は海上での振動、動搖に対する原子炉各部の性能を設計して予想したものとの対比において比較し、そこから陸上での試験あるいは設計のときに考えた要件とどの程度ずれがあるかということを確認し、そのデータを今度は陸上での試験あるいは設計等に反映しようとする趣旨でございまして、個別の部分についての技術開発を目指しているわけではございません。

そういう意味からはむしろ原理的に単純な形の方が多いらしいなそういう比較的なデータを取りやすい。今後の新しい将来に向けての技術開発、どういう燃料棒がいいかというようなことにつきましては、陸上でのいろいろな試験でやっていける部分がかなりあるわけでございます。そういう意味での一つは「むつ」の使い方があらうかと思うわけでございまして、「むつ」を全くつかない新しい形に改造するということではまた多額な

お金もかかるわけで、その「むつ」から得られるデータといふものはそこまでのことを考えておりません。

ただ、計装燃料の点につきましては、十分に各部のデータが同時に計測できて相互の関係が比較できるようなどいう意味で、炉の中はちょっと今までの充実ということとは、今後実験を進める場合は当然考えいかなければならない問題と承知しております。

○参考人(野澤俊彌君) ただいまの局長のお答えに事業団側から少しく補足いたしたいと思います。まず、キャラメル燃料、板状燃料というお話をございましたけれども、これはそもそもフランスで開発されました全く従来と考え方の違った独特な燃料でございますが、現時点ではフランスにおきましても研究炉において使用されている段階でございまして、実用という面での段階までにはまだ達しておりません。

キャラメル燃料の特徴と申しますのは、丸棒燃料が燃料要素が円筒状のペレットであるのに對し、大体、燃料要素一つの大きさが二センチ掛け二センチ、厚さ四ミリという、言うならばキャラメルのちょっと薄いタイプの燃料を一個一個被覆体に包みまして、それを板状に成形されたものでございます。

ような構造でございますので製作には大変手間がかかるということで、現状ではまだ実用化の段階には至っていないということかと思います。

それから計装燃料について少しく補足したいと

思います。計装燃料と申しますのは、できますれば運転中の燃料の変形であるとか曲がりであるとか、あるいは燃料の中心温度とか、そういったような高級なデータをとるというのが計装燃料の主目的でございます。実験炉で使います場合には現時点ではまだそこまで行っておりませんで、研究炉の中で

燃料の細部にわたります挙動を研究する場合にはそういう方向が逐次開発されつつあるというのが現状でございます。「むつ」を運転した場合の得られたデータと申しますのは、計装燃料ではなくて炉内計装ということで、原子炉の中の流量なりあるいは温度分布というものが測定できるようになります。ほかの運転データと総合的に

解析の上、先ほど局長のお話がございましたような動搖であるとか、あるいは負荷変動といったようなものに対する挙動というものが解明できます。

○塙出啓典君 長官にお願いいたしますが、この間、私たちむつへ参りましてむつの市長にもお会いしたんですねが、むつ市長は五者協定の当事者であります。しかし、市長はやつぱり一千億じゃとてもできないんじゃないですか、こういうようなお話をでした。

私は、もし「むつ」の実験を続けるのであるならば、これは仮定の問題でございますが、私たちはこの法案には賛成であります、「むつ」をどうするかということはまだ結論が今出ていないわけですけれども、もし研究を続ける場合は、やはり一つは研究内容というものを見つけて示して、そして御了解を地元の方にももらうだけをいたしました。むつの市長ももちろんその席におつて了解をいたいたいたわけでございます。同時に、この具体的な進め方についてお話を事業団の方からも申すように準備をいたしておつたんでございます。

私は就任直後、ことしの一月の六日に青森に参りましたして、地元のいわゆる五者協定の関係者とお話をいたしました。そのときには、まず根浜港において研究開発、実験を行なうか、そして廃炉まで、廃船までやると、こういう基本的な方向について御了解を地元の方にももらうだけをいたしました。むつの市長ももちろんその席におつて了解をいたいたいたわけでございます。同時に、この具体的な進め方についてお話を事業団の方からも申すように準備をいたしておつたんでございます。

また一方、大湊の港に停泊中にそのまま寝かし

るするするまた「むつ」のよなことを繰り返してはいけないんじやないか。この二点をぜひお願ひしたいと思うわけであります。

昭和三十八年にこの「むつ」ができた最初の計画ではだしか六十億ですか、全部の計画が。昭和三十八年では全体が六十億で、船が三十五億、附帯設備等も加えて四十五億、それに運転とかそういう点で全体では六十億でつくると。もちろん実際はおくれちゃつたからそれがもうどんどん六百億にもふくれていて。こういうようなことになつてはいけない。そういう点から、もし進めるのであるならば今の二点、これをはつきり僕はすべきではないか。そういうものはつきりさせないでスタートするというようなことは絶対許せないと思つてすけれども、その点はどうでしょ、お約束していただけますでしょうか。

○國務大臣(岩動道行君) 大事な点でございま

おどおくことはやはり國民の皆さんに對しても問題題議があるのではないかということで、この点につきましてもお話をいたしたんだございますが、これたわでござります。しかし、今各方面の御議論、国会の御意見、御議論、そしてまた私ども自體の検討とその結果を見まして、研究開発を続行するならば、改めてどのような方法で具体的にやるかということは申し上げなければならない、御理解もいただかなければならぬと考えております。

と同時に、先ほども経費の点について明示せよと、こういうお話をございましたが、検討中といたことを申し上げました。具体的には事務当局に検討は命じておるわけでございますが、このただいま御審議をいただいております法案で原研に統合ということが国会で成立をいたしまするならば、いろいろ統合のための諸準備が要ります。同時に、原研自体で自分のものとしての検討もやつていただきて、そしてより完全な試験研究、実験というものをお互いに研究していくしなければいけない、検討しなければならない、こういうことになりますので、法案が通る前からそのようなことを原研にお願いするということは差し控えなければなりませんので、法案が通過をいたしましたならば、直ちに政府と事業団と原研とでこのようないくつかの研究開発の方法についても、したがってそれに関連する経費等についても具体的な御相談ができるようにしてまいりたいと、こう考えておるわけをございます。

○塙田賢典君 それから、先ほど駆船の場合は、港が三百四十億、その他魔炉は七十億で、四百十億というお金がかかるというお話をですが、前回の委員会で伏見委員への答弁では、今の「むつ」の燃料等は非常に放射能の強さは弱い、極端に言えば手をさわっても大丈夫だと、まあそういう答弁はなかつたんですが、そういう内容しなかつたか

船にするということは実態的にはどこの造船所でもできるんじゃない。したがって、港三百四十四億必要であるというのは、五者協定による地元と約束のためにこの港が必要、約束を果たさなければならぬために廃船の場合でもこれが必要であると、そのように理解していいわけですか。

○政府委員(中村守孝君) 廃船するためにも港が必要ということにつきましては、これは既に放射線漏れを起こしました後長いこと大湊にありますので、既に放射能も低減し安全であるという状況の中で佐世保に修理のため回航したわけでございまして、その際にもやはり原子炉のふたはあけてくれるなど、冷態停止状態というか、そういう状況を確保するんだという前提でないと佐世保の港になると、それはいけない、修理もできないという状況であつたわけでございます。その際も十分に安全性その他については御説明をしつつもそういう結果になつておるわけでございます。

さらに、その「むつ」を再び大湊に回航するに当たりましても、安全性ということがいわば地元側から強く述べられ、その安全性につきる御説明を申し上げたわけでござりますけれども、やはり大湊受け入れに当たつては冷態停止状態を保持するんだと、そういうことでやつと仮の港として受け入れられ、いすれば関根浜といふか、ほかの新しい港に移すという前提のもとに大湊に入つたという状況にあるわけでございます。

私ども技術的にいろいろ御説明をいたしましても、いわば「むつ」の持つイメージと申しましようか、そういうふたものに対する不安というものはなかなか解消できないわけでございまして、そういう意味でほかに廃船のための港を探すということは過去の経緯からいつても極めて難しいわけではあります。

そういうことで、今年度の予算編成の段階においても、廃船の場合にも関根浜の港を建設する必要がある。これはもちろん、先生御指摘のよろしくに、五者協定というお約束がございますから、

徹底的に、廃船のためなら何か可能性があるかも  
しれないからということであつちこち探すとい  
うこと、これはまあ我々の過去の経緯からいうと  
極めて難しいということです。が、そ  
う探すとすることもまさにそいう意味で当ての  
ないことになるわけございまして、お約束とし  
ては、一刻も早く大湊から新しい港へ回航すると  
いうお約束もございます。この二つの面から、ど  
うしても関根浜に港を建設し、そこへ「むつ」を回  
航するということにいたしておる次第でございま  
す。

船が世界で実用化されても日本で実用化されるのは大分先じやないでしょうかね。

そういう意味で、科学技術庁としては、もつと国民の世論に訴えるというか、安全なものは安全なんですから、堂々と論陣を張って主張してもらわないと僕はいけないんじゃないのかと思うんですけれどもね。ただ、「むつ」の実験のように、あいう実験は安全だ安全だと言つたって、実験というのはときどき漏れることがあるんですから、ああいうものを余り最初から安全だ安全だと言うとまたああいうことになるわけですから、しかし、今の原子力船「むつ」の燃料棒が安全であるという、そういうことはもう大体調べればすぐわかるわけでしょう。そういう世論をつくるといふ、そういう方向でもっと歯切れのいい科学的な答弁をしてもらわないと、科学技術庁そのものの発言が何となく政治的な発言で、奥歯に物の挟まつた発言では、これはますます国民の理解が得られないんじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○國務大臣(岩動道行君) 私どもが原子力政策を進める上で一番大事なのはやはり安全性であり、その安全性を国民の方々、地元の方々によく理解をしていただきたいとあります。それがキーポイントであろうと思つております。

問題は、日本の場合には広島、長崎の原爆を受けたという世界にも例のない被爆国でございます。そのようなことから、原子力の利用という場合に、それがやむすれば原爆に結びつくようなものではないでしょうか。私は、その点が日本の原子力の平和利用において一番大きな特異性であるというふうに思います。しかし、もちろん安全性ということが第一でございますので、これにつきましては全力を擧げて今日までも政府としても

努力をいたしてまいりました。不十分だったかもしれません、全力を挙げました。同時に、民間の方々にもお願いもいたしてまいりました。

そういう中で特に不幸なことが、四十九年の「むつ」が出港するときのあの異様な状態、そして出港した直後にレントゲン写真を一枚撮るよりも少ないくらいの放射線漏れが出て、しかしこれが大変大きな問題になってしましました。科学的には問題はなかつたんあります。また、そのような対応をいたたつよりでございますが、しかし報道の面におきまして、これがまるで原子爆弾が生まれたような恐ろしいような、そういう事故にイメージができ上がってしまったことはまことに残念でございます。私ども反省しなければなりません。と同時に、私は、国民的な立場から、報道の立場からもののようなことがもつと正確に冷静に伝えられているならば今日のような事態はあるいは避けることができたかもしません。

しかし、今過去のことを申しても仕方ありません。私どもは、避け工事ということもやりました。そして安全性の点検も終わっております。したがって、これからもこのようなことを十分に、よくわかるようにさらに努力をしてまいりたいと思つておるわけでございます。そのようにして私どもは、この不幸な過去というものを十分に払拭をして、國民の理解のもとに、そしてまたいろいろな影響力のある方々にも御理解をちょうだいをして、そのような国民的なコンセンサスのもとに、原子力船の研究開発をぜひ進めるよう努力をしまりたいと考えております。

○塩出馨典君 私は、やっぱり安全なものは安全なわけですし、それを金で解決するようなことを余りやるというとまずいんじやないか。それが通らないようであればもう原子力船実用化はできないわけですからね、そういう理解を得られないわけにはならない。そういうときには五十年でも百年でも待つ、それぐらいいかないと本末転倒になっちゃうんじゃないかな。そういう点を私の意見として申

し上げたいと思います。

あと、法案の問題につきまして、第三十八条では総理大臣と運輸大臣が共管になっておる問題であります。前回の委員会で伏見委員の質問に対し

ます、原子力船「むつ」が、原子力船が関係してくるから運輸大臣が共管である、そういうよう

なお話がございました。私は、そういうことになればならない、こういう論理になるんじやない

りますと、日本原子力研究所はいろいろな軽水炉の研究等もされておるわけですから、そうする

と、炉の問題については通産大臣も共管にしなければならない、こういうことで運輸省とそれから日本原子力研究所の

理事長から御意見を承りたいと思います。

○政府委員(神津信男君) 船舶用原子炉は、小型軽量で経済性にすぐれている必要があるわけでございまして、これを開発するためには、原子力の知見と船舶の知見の両方が必要であるというふうに考へております。特に船舶用原子炉は、陸上と比較して、海洋という極めて厳しい環境下で使用されるというために、船舶特有の動搖、振動、それから急激な荷変動、それから狭隘な船舶内での重量、寸法の制限、船舶の復原性に及ぼす影響、あるいは塩分雰囲気の中での耐腐食対策などを、この理解のとともに、そしてまたいろいろな影響力のある方々にも御理解をちょうだいを

思つておるわけでございます。そのようにして私どもは、この不幸な過去というものを十分に払拭をして、國民の理解のもとに、そしてまたいろいろな影響力のある方々にも御理解をちょうだいをして、そのような国民的なコンセンサスのもとに、原子力船の研究開発をぜひ進めるよう努力をしまりたいと考えております。

○塩出馨典君 先般、当委員会が日本原子力研究所へも視察をいたしまして、林委員から冒頭にその報告がございました。私は参加できなかつたわけですが、今のお話を聞きますと、非常に日本原子力研究所の研究者の皆さんが原子力船用炉の研究について大変意欲を燃やしているというか、そういうような感じを受けたわけですが、反対意見はないのかどうか。反対意見というか、統合することについて心配する意見とか、そういう意見は所内にはないのかどうか。その点はどうでしょうか。

○参考人(藤波恒雄君) これだけの重大なる問題でありますので、いろいろと統合になつた場合の問題点を議論したり、あるいは心配している点がないわけではございません。まあ、私自身も考え

まつて一番心配する問題点の一つとしては、例えば「むつ」の関連の仕事への対応の負担が、原研が従来やつておりますもろもろの重要な研究活動に大きな支障を与えるようなことになつては大変

いわけですからね、そういう理解を得られないわけにはならない。そういうときには五十年でも百年でも待つ、それぐらいいかないと本末転倒になっちゃうんじゃないかな。そういう点を私の意見として申

る必要があるというふうに私どもは考えております。

○参考人(藤波恒雄君) 我々の立場から申し上げますれば、いろいろな監督系統が複雑になることは決して望んでいるわけではありませんけれども、ただいま運輸省の局長からお話をございましたよ

うな趣旨から、従来でも原子力船開発事業團は共管にあつたわけあります。ただ、今度共管になるのは、法律上も原子力船開発に関連する部門だけを限つて共管になるということに理解をいたしております。その限りにおきまして、従来

原子力船開発事業團が科技厅と運輸省の方でよく協調、調整がとられた形で指導監督がなされておられるということを聞いておりますので、引き続きそ

のようなことで、いたずらに複雑になることにならないよう運営される、運用していただくといふことを実は期待をしておるわけでございます。

○塩出馨典君 先般、当委員会が日本原子力研究所へも視察をいたしまして、林委員から冒頭にその報告がございました。私は参加できなかつたわけですが、今のお話を聞きますと、非常に日本原

子力研究所の研究者の皆さんが原子力船用炉の研究について大変意欲を燃やしているというか、そういうような感じを受けたわけですが、反対意見はないのかどうか。反対意見というか、統合す

ることについて心配する意見とか、そういう意見は所内にはないのかどうか。その点はどうでしょうか。

○参考人(藤波恒雄君) 御激励をいただきましてありがとうございます。

○参考人(藤波恒雄君) 御激励をいただきましてありがとうございます。

先般来申し上げておりますように、我々の研究所は、この二十八年間の間、鋭意研究開発に努力してまいりまして、もちろんの研究成果を上げ、特に軽水炉の問題につきましては、J P D R の動

力試験炉の設置、運転から始まりまして、特に安全性の研究等につきましては非常に有意義な成果

を積み重ねてまいりまして、そういう関係の人材等も非常に豊富になつてまいりましてお

りますので、統合の暁にはこれらの意見を十分反映をいたしまして、できる限りのお役に立つよう

なり方で努力してまいりたいと、こう考えておられます。

○塩出馨典君 それでは最後に、今申しましたよ

上等について私も篤と意を用いなければならないと思つておりますし、そういうことができるよう

に実は政府当局にもお願いをしておる。これは政

府当局だけでなく、実は国会の先生方にもひとつお願いをしなきゃならぬと考えておるところでござります。

うに、これは長官にお願いしたいわけですが、今まで総理大臣、科学技術庁と、こういった一本だつたわけです。今度運輸省というのが入ってくらわけです。そういうことのために日本原子力研究所の研究の伝統が非常に混乱したりしないように、また予算等の面でも十分配慮をして、さらにひとつの合併を契機に日本原子力研究所の研究がさらに前進をしていくよう十分努力をしていただきたい。そのことをお願いをして、長官のお考えをお聞きして質問を終わります。

○國務大臣(岩動善行君) 今回の法案につきましては、いろいろと慎重な検討をいたした結果、原研と事業団との統合が最も適切であるという結論に達して法案をお願いしておるわけでございますが、ともと原研と事業団とはまあ兄弟分でございます。そして相互に研究、実験等についても情報交換は十分に行われてまいりましたけれども、今回の統合によってさらにお互いが相乗効果をもつて効率を上げ、そして国民の期待にこたえるということをしていかなければならないと思っております。

そしてまた、統合によって運輸大臣が共管大臣になっておるわけでございますが、これは統合といふ結果がそういうことになっておりますので、従来の原研の本来の試験研究というものは純粹にそのまま継続され、またこれが維持されなければならないわけでございまして、この点につきましては所管大臣としては十分に意を用い、また原研の理事長を初め職員の皆さんもそういう考え方でお進みをいただき、また統合された暁には、事業団の皆さん方も十分にこれを踏まえて、仲よくそして効率を上げて国民の期待にこたえる成果を上げてもらうようにお願いもし、努力も私もしてまいりたいと思っております。

○佐藤昭夫君 さよう私も法案に先立つて、いわゆる「むつ」に関する問題で幾つかお尋ねをしたいと思いますが、まず、青森県の関根浜港建設のためにその隣接の大畠漁港につくられた作業基地の問題について質問をいたします。

うに、これは長官にお願いしたいわけですが、今まで総理大臣、科学技術庁と、こういった一本だつたわけです。今度運輸省というのが入ってくらわけです。そういうことのために日本原子力研究所の研究の伝統が非常に混乱したりしないように、また予算等の面でも十分配慮をして、さらにひとつの合併を契機に日本原子力研究所の研究がさらに前進をしていくよう十分努力をしていただきたい。そのことをお願いをして、長官のお考えをお聞きして質問を終わります。

○参考人(小川健兒君) お答え申し上げます。

五十八年の四月に青森県と協定を結びまして、五八年の十二月に完成しております。

○佐藤昭夫君 しかしその岸壁は、防波堤が不備のため、特に秋から冬にかけて強い北東の風が吹きつけ、四メートルから五メートルの波が押し寄せると、岸壁上の作業や作業船の停泊は特に難しい、また夏でもやませが吹けば使えない、こ

ういう話を私は五月の現地調査に参ったその中で聞いています。したがって、この二月、三月の関根浜港建設のいわゆる捨て石作業、このときにはこの岸壁は使用せず、従来の中央岸壁を代用の作業基地として使つたということです。

○政府委員(中村守孝君) 承知いたしております。

○参考人(小川健兒君) 事業団といたしましては、使用料の基準については承知しております。

○佐藤昭夫君 汎金の出どころは事業団になるんですから、そんな無責任なことを言わぬといふべきで、これは県議会でもちゃんと説明が出て下さいよ。これは県議会でもちゃんと説明が出ているわけとして、一日約二百円、四百七十平方メートルの岸壁でありますが、それが一日に使用料約二百円、一年間三百六十五日で七万三千円、この中央岸壁の使用について今年度も事業団の方から県に対して占用許可願、こういうものが出ておりますね。この占用許可使用料は一年間幾らですか。

○参考人(小川健兒君) お答え申し上げます。

○佐藤昭夫君 事業団がこの第二港湾建設局青森

工事事務所、そこに委託をしていますね。で、形としてはそこから占用使用願を出しているとは聞いておりません。

○参考人(小川健兒君) 今年度の工事のために青森県に対しても占用使用願を出したということは聞いておりません。

○参考人(小川健兒君) 先生の今御指摘の大畠漁港の中央埠頭の使用料のことかと思いますけれども、その使用料の基準については承知しております。

○佐藤昭夫君 なぜそんなに事実を隠そうとするんですかね、県議会でも公然たる話になつていておりません。

前回のこの委員会で当局は、大畠漁港の外側に作業基地としての岸壁を事業団が六億円をかけてつくったと答えていますけれども、これはいつ決めて、いつでき上がったのか。事業団、どうですか。

○参考人(小川健兒君) 「委員長退席、理事林寛子君着席」

五十八年の四月に青森県と協定を結びまして、五八年の十二月に完成しております。

○参考人(小川健兒君) 失礼しました。請負業者から使用願を県の方に出しているということです。

○佐藤昭夫君 そこでその使用料、どういう基準になります。訂正いたします。

○佐藤昭夫君 それで、その使用料の基準はどうなっていますか。

○参考人(小川健兒君) 「理事林寛子君退席、委員長着席」

五八年の十二月に完成しております。

○参考人(小川健兒君) お答え申し上げます。

○佐藤昭夫君 事業団がこの第二港湾建設局青森

問題を。とにかく一日約二百円、一年間使うとすれば。しかし、それはさつき私が言ったように、冬はもちろん夏の風の強いときでも使えないといふことでその中央岸壁を使わざるを得ない、こういうことになつてているわけですから、一年間使ふとすれば七万円ぐらいという話が公然と県議会の場では出ているわけですね。

○参考人(小川健兒君) 一度間七万三千円、その程度のお金を出せば中央岸壁を使える、事が足ります。にもかかわらず、なぜ六億円もかけて一年のかなりの部分使えないような岸壁をつくるのか、ここにまた新しい公費のむだがあるじゃないか、こういう問題として私は提起をしているわけです。

○参考人(小川健兒君) 事業団といたしましては、使用料の基準については承知しております。

○佐藤昭夫君 汎金の出どころは事業団になるんですから、そんな無責任なことを言わぬといふべきで、これは県議会でもちゃんと説明が出て下さいよ。これは県議会でもちゃんと説明が出ているわけとして、一日約二百円、四百七十平方メートルの岸壁でありますが、それが一日に使用料約二百円、一年間三百六十五日で七万三千円、この中央岸壁の使用について今年度も事業団の方を通じての占用使用願を出しているとは聞いておりません。

○佐藤昭夫君 使用の基準はどうなっているかといふのは、私は思ひません。

○参考人(小川健兒君) 第二港湾建設局から年間六億円について事業団による負担金的性格を持つものだと説明をしておる。

○参考人(小川健兒君) このようだ、作業基地のための建設だと言いいながら、実際は大畠漁港整備計画の一部を負担するという、そういう形をとつた地元協力金、こういう形に実際はなつていてるんじやないか、地元協力投資という形になつていてるんじやないか、どうふうに私は思ひません。

○参考人(小川健兒君) まず最初に、大畠漁港の中央埠頭の使用料のことかと思いますけれども、その使用料の基準については承知しております。

○佐藤昭夫君 なぜそんなに事実を隠そうとするんですかね、県議会でも公然たる話になつていておりません。

にすると能力が不足いたしますので、ブロックなどの製作、仮置き、積み出し、これを目的とした使用を第一義的に考えてつくったわけでござります。

先ほど先生御指摘の一月の着工時、これは基礎捨て石工事でございますけれども、石材の採取地とか運搬方法につきましては、これは工事の請負者の判断に任されておりまして、請負業者の申し出に応じてその作業基地があいているときは積み出しに使用することもありますが、石材の仮置きとか積み出しに限りませんと、作業基地以外の施設を使用することが多くなるということでおござります。

それからもう一つ、冬期に利用できないという御指摘がございましたけれども、これは現地の波浪条件についての懸念かと思われますが、これにつきまして少し御説明させていただきますと……○佐藤昭夫君 いや、もうそんな長い説明はいいです。私の聞いていることだけ答えてもらいたい。

○参考人(小川健兒君) 冬期に使用できないという御指摘がありましたので、それだけちょっとお答えを……

○佐藤昭夫君 大体質問をしたのは科技庁に聞いたんですよ、事業団に聞いたんじゃないから。短い時間だから、余りくだくだめしてください。

○参考人(小川健兒君) 関根浜付近の月別の波の状況につきましては、実測によりますと、海上作業の可能な日数、これは作業時間帯の平均波高が一メートル以下日の日数でございます。これは四月一十月で大体九〇%前後あります。それから十一月から三月の冬期でございますが、これは五一%から七三%、最も海象の厳しい月が一月でございますが、これが五一%でございます。したがって、冬期は稼働率が減少いたしますけれども、この時期は波向きと申しまして波の方向でございますが、これは北西から北北西でございます。したがって、大畠の作業基地の前面は最も静穏などころになつております、関根浜で工事ができる日

は十分に使用できるというふうに考えております。

○佐藤昭夫君 私、冒頭に指摘をしたように、そして局長もその事実は知っていますというふうに

おっしゃつたがごとく、この捨て石作業なんかをやるときに、新しくつくった岸壁、これが使えないで従来の中岸壁を使って作業が行われたと、使用者の立場での質問になるわけです。

○佐藤昭夫君 私、冒頭に指摘をしたように、それでそのままになっているという、これは一体いかがなものか、こういう立場での質問になります。

して、そのときにやはり問題になりましたのが魚

防波堤が不備で十分用を足し得ない、こういうことになっておるのは明瞭じゃないですか。何も波の説明を聞いておるわけじゃないんです。そういう上で見たときに、やっぱりここまで公費のむだが起こっているんじゃないですかという、この問題を提起をしているわけです。

前回もこの関根浜の用地買収をめぐる裏金という形での国費の乱費の問題、国土庁も確認をされたことと、政府管轄の事業団の中では今まで例がないという異例の、名目はいろいろな名目をつけながら、事实上買収費をかさ上げをしてお金が出されるという形がやられていました。また今、大畠漁港の建設をめぐるこの問題で国費のむだが起こっているじゃないかと。事業団、いろいろおっしゃっているけれども、理事長ひとつ事実を正確に、こういう内容なんですということを、きょうただいて、次回のこの委員会までに御報告願えませんか。

○参考人(井上啓次郎君) 御指摘のような形で実行いたします。

○佐藤昭夫君 もう一つむだがあるんじゃないかという問題であります。

○佐藤昭夫君 もう一つむだがあるんじゃないかと御存じのように、長崎県の佐世保で「むつ」の修理をやつたあの段階で、「むつ」に係る風評によつて魚価が低落をする、それに対処をするために、そういうことで二十億円の基金がつくられて、それがあつたから農水省を通して支出をされたというわけでありますけれども、「むつ」が出港して二年

保市長等、地元の方々の非常な御協力によって「むつ」を受け入れていただいたわけでございませんが、この修理につきましてはいろいろな事情がございまして、当初お約束した三年であります。この中の第3の3の(4)項、この中書いておりますように、「長崎県知事は、農林水産大臣が原子力船「むつ」による魚介類の価格が低下するおそれがなくならぬと認定した場合において、基金に残額があるときは、当該残額のうち國庫補助金に相当する額を返還するものとする。」と。すなわち、魚の価格が低落するおそれがなくならぬと、こういうふうに判断されたその段階で、基金に残っているときはこれをひとつ返します」と、こういう確認であります。

それが、よいよ修理を終わって佐世保を出港をする、昭和五十七年九月六日出港ですけれども、その十日ほど前、八月二十五日に通達の書き直し、訂正がやられるわけですね。昭和五十七年八月二十五日、これも同じく農水省官依命通達、実施要領一部改正ということで「原子力船「むつ」による佐世保港の使用が終了することにより」を、もう終了してしまっているからといふので、「原子力船「むつ」に係る風評による魚介類の価格が低落するおそれがなくなった」とき返すと、こういうふうに訂正をされるわけです。どうしてこういうふうに変えたのですか。当然、これは形は農水省事務官通達ということですけれども、科学技術府の意見が基礎になつてこちう方向に進んだことと思うんですけども、どうですか。

○政府委員(中村守孝君) 先生御指摘の五十七年八月二十五日付での変更についての御説明をさせたいと思います。

原子力船「むつ」を佐世保港におきましたとして修理を行つた後に、

保市長等、地元の方々の非常な御協力によって「むつ」を受け入れていただいたわけでございませんが、この修理につきましてはいろいろな事情がございまして、当初お約束した三年であります。この中の第3の3の(4)項、この中書いておりますように、「長崎県知事は、農林水産大臣が原子力船「むつ」による魚介類の価格が低下するおそれがなくならぬと認定した場合において、基金に残額があるときは、当該残額のうち國庫補助金に相当する額を返還するものとする。」と。すなわち、魚の価格が低落するおそれがなくならぬと、こういうふうに判断されたその段階で、基金に残っているときはこれをひとつ返します」と、こういう確認であります。

それが、よいよ修理を終わって佐世保を出港をする、昭和五十七年九月六日出港ですけれども、その十日ほど前、八月二十五日に通達の書き直し、訂正がやられるわけですね。昭和五十七年八月二十五日、これも同じく農水省官依命通達、実施要領一部改正ということで「原子力船「むつ」による佐世保港の使用が終了することにより」を、もう終了してしまっているからといふので、「原子力船「むつ」に係る風評による魚介類の価格が低落するおそれがなくなった」とき返すと、こういうふうに訂正をされるわけです。どうしてこういうふうに変えたのですか。当然、これは形は農水省事務官通達ということですけれども、科学技術府の意見が基礎になつてこちう方向に進んだことと思うんですけども、どうですか。

○政府委員(中村守孝君) 先生御指摘の五十七年八月二十五日付での変更についての御説明をさせたいと思います。

そこで、ただこの文面を、古い通達、それから



ながら、こういう大臣への委任規定もできるわけですかね、そういう形で。しかし、根本のこところは、第二十四条第一項にうたうような原子力船の開発のための研究という業務、これについても原子力委員会、安全委員会の議決を経て総理大臣が定める計画に基づいてやっていくんだという、これに一本化することがなぜ不可能なのか、法技術的に。私はそうじゃないだろうと思う。

○政府委員(中村守孝君) お答えいたします。  
基本計画、この運営の基準というのは相当複雑多岐にわたるものでございますので、先ほどの大臣の権限の委任があるじゃないかということでおざいます。これは総理府の中にございます各庁につきましては内閣総理大臣の仕事を実質上各庁の長官が行うという形で、これは極めて明快に業務の移管ができるわけでございますが、この業務運営の基準が、非常に複雑なものを区別けるといふことは非常に難しい話でございますので、はつきり基準のところで区分しておくということがすべてを明確にするという意味で必要なことと考えておるわけでございます。

○佐藤昭夫君 納得できませんけれども、ちょっと時間がありませんし、ほかの問題へ移ります。  
役員の欠格条項、兼職禁止、その問題もありますけれども、この委員会でまだ出ていない問題かと思うんですが、三十二条で政府の補助金支出規定、これを削除していますね。一体なぜこういうことをするのか。削ったからといって実態は変わらぬというふうに、事前のレクの段階ではそういう御説明でしたけれども、これが削られるということによつて、昨今の臨調行革が背景になつて新しい原子力研究所への政府の補助金が削減される、そういう方向に向いてくるんじやないかと、この規定のゆえにそういう予算を、補助金を削るというものは断じてないというふうにこの席上で明言できますか。

○政府委員(中村守孝君) 補助金規定、三十二条に関することです。ですが、原研法ができまし

た当時、昭和三十一年でしたか、原子力研究所は我が国の原子力開発の中心的機関として設立されまして、その当初におきましてはまさしく原子力開発の緒についた段階ということで、政府の財政的な援助姿勢というものを明確にするということですから法律上の補助金規定が設けられたというぐあいに理解しておるわけでございます。

しかしながら、原子力研究所もそういう意味で拡大してまいつたわけでございますが、その後、単純に補助金の交付を目的とする規定は設けないということを、法律の中に設定しないといふことを政府の方針として昭和三十八年九月十三日の閣議決定において決めたわけでございますが、このことによりまして、新しくできる、あるいは法改正をするというような段階では、こういふ補助金の規定につきまして削除をしてくるということで、従来からほかの法律についても行われておるわけでございます。

そういう意味で今回この規定を廢止したわけでございますが、財政当局とも当然この法律案審議の段階において協議しておるわけでございまして、従来からの補助対象に何ら影響を与えるものではない、この規定が削除されたからといって、予算が、補助がなくなったり、そのゆえをもつて減少したりして、日本原子力研究所の業務の遂行に何ら支障を与えるようなことはないということを削除をしたものでございます。

○佐藤昭夫君 あと一つ。  
先日私も原子力研究所を訪問をいたしまして、さつきも紹介ありましたように、何人かの研究者の方からいろいろ御意見を承ったわけであります。が、言わわれていますように、とにかくこの統合、勇んでそれを引き受けやろうというふうに私は

聞き取らなかつたんです。その言葉と、やっぱり胸のうちに何を考えられておられるのかというのをよくつかみ取らぬといかぬということで、現に原研究者としてのそういう日常の研究についての一つの自負と、それと同時に、無理やり原子力船事業団と統合をしなくても、舶用炉研究を原子力研究所でやつてくれというんだたら受けて立つ氣はありますと、こういう気持ちもそこに秘められているわけでありますから、私はそういうふうに受け取つたということであります。

質問をしたいのはこういうことです。研究者の代表の方が、もしも原研で原子力船開発のためのデータをうのみにするのじやなくて、自分の目と手でとことん納得ができるまで確かめをやりたいたい、それが科学者としての気持ちだ、ひとつそういうことがとことんやれるよう保証をしてほしいと。これは政府なり国会なり原研の理事長を中心とする理事者の方なり、ここに対してもそういう科学者としての痛切な叫びだと思います。こいつらが科学者としての痛切な叫びだと思います。このデータをうのみにするのじやなくて、自分の目と手でとことん納得ができるまで確かめをやりたいたい、それが科学者としての気持ちだ、ひとつそういう点について、本当に科学者が納得できるまでとことん確かめるべき点は確かめるという、この点については当然のこととして、大臣、その気持ちをしっかりと受けとめ、そういう立場に立つて今後やつてもらうというふうに確認をしていいんでしょうね。

法においては、国法律的な補助規定はないわけございまして、これまで予算的にも補助金つきまして十分な予算が計上され、業務の遂行が円滑に行われてきた、こういうふうに理解いたしております。

○佐藤昭夫君 あと一つ。  
○国務大臣(岩動道行君) 日本原子力研究所の伝統的な高い見識と、そしてその成果を十分に踏まえて今後とも統合の成果を上げていただきたいと思っておりますので、十分に所管大臣としてこの点については、新しい姿の中で原子力研究所の方にも認識をしていただいて進めてまいりたいと思つております。

○委員長(高木健太郎君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。  
次回は六月二十九日午後一時開会することと

し、これにて散会いたします。  
午後五時十四分散会